

(横村委員) 二度證明シタト云フノカ

(尾崎委員) 去年モ被ノ男ガ持テ居ツタ又今年モ持テ居ツタト證明スレハ良イソウスレハ中間繼續スルノタ

(南部委員) 證明シタルハ悪イノテス

(今村委員) 證據ハ十年前查度證據立又今日證據立ツタノテアリマス

(横村委員) ソウタロウト思ヒマス

(今村委員) 其間ハ何ウシテ居ツタカ矢張り續イテ占有シテ居ツタト云フ原書テアリマス

(委員長) 證據アリタルガ宜ロシイ

(今村委員) 證據立チ二度シナケレハナリマセン

(南部委員) 註ノ意味ハ前ニモ證明シ後ニモ證明シタトアルノテス

(委員長) 前後二箇ノ時期ニ於テ證據アリタル占有ノ證明ハトシ

テハ何ウカ證明テモ證據テモ何方テモ宜シイ「シタル」ヨリハ「アリタル」ガ宜シイ既ニヤツタコトヲ言ハナケレハナリマセン

(村田委員) 二度ノ證明ハ要用ハナイトスルト一度往カントアリ

マス

(今村委員) 一度證明シテ長イ間ト云フノハ無理テス

(松岡委員) ソウ兩方往ケルト見ナイト往カント前ニシタモノモ亦シテモ宜モ後ニスルチ一所ニシテモ宜ロシイ

(今村委員) ニツノ證據ガナケレハナリマセン

(松岡委員) 其レ人ナケレハナリマセン五年前ニ新ウト云フ證明シ今日新ウト云フ證明シ兩方シナケレハナリマセン

(南部委員) 證據アル占有ガ宜ロシイダロウ

(横村委員) 證據アリタル占有ガ宜ロシイ



(南部委員) 宜カロウ

(尾崎委員) 推定スカ

(松岡委員) トノ推定ヲ受クタ

(委員長) ラレ、ラル、、ヲ受ク、トナツタノカ

(村田委員) ラル、ヲ、ストナツタ所モアリマス

(委員長) 宜カロウ、先ヘヤリマシヨウ

本條ハ第三項「證據ヲ得タル」ヲ「證據アリタル」ト改ノ其他  
原案ニ決ス

第二百壹條朗讀ス

第二節 占有ノ取得

第二百一條 法定ノ占有ハ或ル物ノ所有權又ハ或ル權利ヲ自己  
ノ有ト爲スノ意思ヲ以テ其物ヲ把握シ又ハ其權利ヲ實行スル  
ノ所爲ニ因リテ之ヲ取得ス

(村田委員) 第二百二十六條ニ攝取トアルガアレガ宜ロシイガ「  
把握」ト云フノハオカシイ

(松岡委員) 「把握」ハ宜ロシイ把ムトカ握ルトカ云フ丈ケタカ  
ラ宜ロシイ、有テ付ケルト重モ過キル

(今村委員) 所有ノ有ノ字ヲ避ケル爲メテス

(南部委員) 其權利ヲ行フカ

(尾崎委員) 宜カロウテハナイカ

本條ハ原案ニ決ス

第二百貳條朗讀ス

第二百二條 物ヲ所持シ又ハ權利ヲ行使スルノ所爲ハ之ヲ第三  
者ニ委スルコトヲ得但占有スルノ意思ハ占有ニ付キ利益ヲ得  
ント主張スル其人ニ存スルコトヲ要ス

然レトモ無能力者及無形人ハ其名代人ノ意思及ヒ所爲ニ因リ



テ占有ノ利益ヲ受クルコトヲ得

(南部委員) 之レハ分テ居ル

(村田委員) 之レハ宜シイ

(尾崎委員) 宜シイ

本條ハ原案ニ決ス

第二百參條朗讀ス

第二百三條 把握ノ所爲ハ簡易ノ引渡又ハ占有ノ改定ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

權利ノ行使ニ付テハ初ノ他人ノ名ヲ以テ行使セル者カ爾後自己ノ爲メニ行使スルニモ亦當事者ノ意思ノミニテ足ル又初ノ自己ノ爲メノ行使セル者カ爾後他人ノ爲メニ行使スルニ付テモ亦同シ

初ノ客假ノ名義ヲ以テ占有シタル物ヲ其占有者ニ爾後自己ノ

物ト看做スコトヲ得セシムル新名義ニ依リテ之ヲ留存セシノタルトキハ簡易ノ引渡アリタリトス

初ノ物ヲ自己ニ屬ストシテ占有シタル占有者カ爾後他人ノ名ヲ以テ其人ノ爲メ占有ヲ繼續スルコトヲ承諾シタルトキハ占有ノ改定アリタリトス

(南部委員) 此二項ハ起草者ガ改メタノテ之レカ宜ロシイ

(今村委員) 二項ハ全ク新シク導入ツテ來タノテス携帯ノ占有ト云フノハ何ソノ事ヤラ分カリマセン

(村田委員) 携帯上ノ占有ヲ分ランコトハナイテハナイカ

(渡委員) 論カナケレハ往キマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第二百四條朗讀ス

第二百四條 占有ハ前主ニ於テ存シタル占有ノ性質及ヒ瑕疵ヲ



以テ其相續人及ヒ包括承繼人ニ移轉ス

物又ハ權利ノ特定名義ノ取得者ハ其利益ニ從ヒ或ハ自己ノ占有ノミチ申立テ或ハ自己ノ占有ニ讓渡人ノ占有ヲ併セテ申立ツルコトヲ得

(村田委員) 授囑利囑ハ往カン

(今村委員) 殊ニ依ルト授囑利囑ハ止ムテシヨウ、他ノ條ヲ引テ來テソレヲ申立ル、所ガ他ノ條ヲ申立ルコトヲ得ト云フト言ヒ惜ヒ其トキハ授引ト云フ

(渡委員) 授引位ヒハ分ルガ授囑利囑ニ至テハ分ランネ

(委員長) 授囑利囑ヲ圖タラ日本文ヲ讀ミ宜イカ授囑利囑ヲ法律學者代言人トカ裁判所テハ云フトロウカネ之ヲ總テ除テ仕舞フト其言葉ニ困ルヨウナコトハナイカ

(今村委員) 申立テ濟テ仕舞フトロウト思ヒマス

(委員長) 授囑ト云フト物カアツテ其物ヲ授囑シテ言立ルノテシ

ヨウ

(今村委員) 只申立テハ分リマセン其理由ヲ申立ツルノテス

(委員長) 何々ニテ申立ルト云フコトニスレハ宜シイ只申立トハカリシテ置クト授囑利囑ト云フ語カ日本法律語ニ用ヒラレナイヨウニナル

(今村委員) 日本法律語ニ授囑利囑ト云フモノヲハ用ヒヌ積リテアリマス抑モ彼ノ文字ガ惡イト云フノテアレテ廢ス積リテアリマス

(委員長) 廢スルコトカ出來ルカ

(三島委員) 酷リ同シテアレハ授囑ヲモ宜シイ

(委員長) 此所テ云ヘハソウタロウカ此字ハ他ノモノ、授ケニ云フトキハ「アンボツケー」ト云フ字ヲ使フコトカアルモノタカラ



日本ニ語カナイカラ言葉カナイカラ盡サンテモ書イテ置クト良シ  
イ

(今村委員) 「アンボツケー」テモ假令ハ二重ニ人ニ占有チ授ケ  
ニヤルト云フノタカラ矢張り人ノ占有チ申立ルトシテモ異リハ御  
座イマセン

(委員長) トウモ物ハ一時オカシイヨウテモ使ヒ出セハトウカ願  
レルタロウ

(松岡委員) 使ヒ出スノカ難儀テス

(委員長) ナクツテ済ノハ良シイガ後來ハトウカ

(今村委員) 私ハ只他ノ條ヲ引ニハ援引チナケレハナラント覺悟  
シテ居リマス翻譯テハ利唱ト云フノハ止メタカモ知レン

(尾崎委員) 併シ之ハ分ルヨウテス

(委員長) 援唱利唱ヲ用ヒス済マス積リナレハトウテモ宜カロウ

本條ハ原案ニ決ス

第二百五條期讀ス

第三節 占有ノ効力

第二百五條 法定ノ占有者ハ反對ノ證據ノ出ル有ルニ非サレハ  
其行使セル權利ヲ違法ニ有スルモノトノ推定ヲ受ク其權利ニ  
關スル權原ノ訴ニ付テハ常ニ被告タルモノトス

(村田委員) 元トノヨウニ反對ノ證據アルニ非サレハ、テ宜サソ  
ウナモノテス

(尾崎委員) 證據アルニ非サレハテ良シイ

(松岡委員) 宜カロウ

(委員長) 回收訴權ト云フノハ廢止シテ良イノカ

(今村委員) 權原ノ中ニ遁入チ居ルノテス

(委員長) 占有權丈ケ回收スルコトカ出來マスマイ



(南部委員) 占有ダカラ斯ウ云ヘルノテシヨウ

(今村委員) ソウテス

(委員長) 「ボアソナード」ニ聞イタノテスカ

(今村委員) 聞キマセンガ皆ナ斯ウヤツテ来マシタ

(南部委員) 第二百二十一條ヲ見ルト權原ノ訴ヘ又ハ占有ノ訴ヘ

ノ云々トアル回收ノ訴ヘト云フノハナクナツテ居リマス

(委員長) 之ハ前カラ聞テ来テ居ルノテスカ

(今村委員) 左様テス

(委員長) 權原ノ訴ト云ヘハ回收ノ訴ヘヲ併セト云フカ否ヤ聞イ

テ見テハ如何テス

(今村委員) 「ボアソナード」ノ註ニ委シク書イテアリマスカラ

聞カンテモ大丈夫ト思イマス

(南部委員) 之ヲ聞ツタラ、ナイカナラハアルコトハアルノテ權

原ノ中ニ觀テ居リマス

(村田委員) 三十七條ヲ見ルト權原訴權ヲ行フコトヲ得トアリマ

ス之モ矢張り回收訴權ト云フコトヲ云ハナケレハナリマセン其レ

モ言ハヌノハ含ンテ居ル證據テス

(委員長) 回復訴權ト云フハ確取訴權ト直ホリマシタカ

(村田委員) 直ツテ居リマス

(委員長) 三十七條ノ所ハ「ボアソナード」ガ替ヘタノカ此方テ

替ヘタノカ

(今村委員) 此方テ替ヘマシタ又外ニモアツタト思ヒマス

(委員長) 文字丈ケハ私シカ聞イテ見マシヨウ

(南部委員) 三十七條ノ註ニモアリマス又此處ノ註ニモアリマス

又此處ノ註ニモアリマス

(委員長) ソレテハ先ヘ往キマシヨウ



本條ハ「反對ノ證據ノ出ル有ル」ヲ「反對ノ證據アルニ非サレハ」ト改ム其他原案ニ決ス

第二百六條朗讀ス

第二百六條 正名義且善意ノ占有者ハ天然ノ果實及ヒ產出物ニ付テハ自身又ハ代人ヲ以テ土地ヨリ分離シタル時ニ於テ之ヲ取得シ法定ノ果實ニ付テハ用益者ニ關シ規定シタル如ク日割ヲ以テ之ヲ取得ス

占有者カ正名義ヲ有セスシテ事實上又ハ法律上ノ錯誤ニ因リテ惡意ナキトキハ其消耗シタル果實ニ付キ利益ヲ得サリシ證據ヲ舉タルニ於テハ之ヲ返還スルノ責ニ任ス

占有者カ其占有セシ物又ハ權利ノ自己ニ屬セサルコトヲ發見シタルトキハ將來ニ向テ其返還ノ責ヲ生ス又訴訟ニ於テ確定ニ敗訴シタルトキハ其出訴ノ時ヨリ此責ヲ生ス

(村田委員) 末項ノ「將來ニ向テ其責ヲ生ス」ト云フト意味ガ違ガツテ來ハシマセンカ占有者カ占有セシモノヲ自己ノ發見シタトキ將來ニ向テ其返還ノ責ヲ生スト云フト占有物ハ占有セシモノ許リテシヨウ即チ果實ノ利益ヲ受クルノテ所ガ物許リニ書イテハ利益ガ抜ケル様ニ見ヘマス「其返還」ト云フハ「其」ト云フハ利益マテ往カンカラ斯ウ書イテハ占有セシ物ヲ指ス様ニナリマスカラ元ノト違ツテ來ルカト思ヒマス

(今村委員) ソウ見ヘテハ困リマス

(村田委員) 元ノハ右ノ利益トアリマス右ノ利益ハ將來ニ向テ止ムト云フノハ自己ノ利益ヲ云フノテアリマス

(松岡委員) ソウテスアリマスマイ

(村田委員) サモナケレハ利益ト云フ字ノ出様ガアリマセン

(松岡委員) 使ツテシマウモノナラハ皆ナ遣入ルノテス



(村田委員) 其返還ノ責ヲ生スト云ツタラ何ニ見ヘルヤ

(松岡委員) 得取シタ所ノ果實ヲス

(村田委員) 果實トカ何ニトカ云フモノハ前ノモノヲスカ是レラ

ハ見ヘマセン

(南部委員) 其ト云フ字ガアルカラ成程悪ルイ

(村田委員) 右ノ利益ト云フ字ヲ入レテヨイト思フ

(尾崎委員) 原案ノ方ガ宜シイ右ノ利益ト云フヲ入レテ宜シイ

(村田委員) 元ノ通りガ宜シイ

(今村委員) 利益ガ止ムテハ分リマセン返還スルニ及ハント云フ

コトヲ指シテ利益ト云フノカ

(村田委員) 左様ヲス

(今村委員) 利益ト云フ字ハ前ニアルカラ何ウテシヨウカ

(尾崎委員) 右ノ利益ヲ宜ササウテス將來ニ向テ唯返還ノ責ト云

フト占有物ノ様ニ見ヘマス

(南部委員) 「其返還」ト云フハイケマセン

(松岡委員) 果實ニ付キ利益ヲ得サリシト云フ故ノコトヲ云フト

違ヒマス

(南部委員) 石ノ返還ノ責ヲ生ストシテハ如何

(尾崎委員) 前項返還ノ責ニ任ストシテハ如何

(南部委員) 「其」ト云フ字ヲ「右」ト云フ字ニ替ヘテ宜カロウ

(尾崎委員) 原案カ宜ロシイ

(今村委員) 將來ニ向テ前項返還ノ責ヲ生ストシテハ如何

(三島委員) 將來テアリマスカラ生ストシタラ宜ロシイ

(南部委員) 生ヌルテ宜ロシイ

(渡委員) 「其」ヲ「右」ト直シテ氣問ハナササウテス

(村田委員) 前項ノト云フガ宜イタロウト思ヒマス



(松岡委員) 將來ニ向テ右ノ返還ノ責ヲ生ストシテ宜カロウ

(南部委員) 宜カロウ

(委員長) 返還ト云フノカ主意テナイカラ右ノ利益トカ何ントカ云フガ宜ロシイ

(今村委員) 其レテハ果實トシテハ如何

(村田委員) 元ノ如ク右ノ利益ハ將來ニ向テトシテ宜カロウ

(委員長) 右ノ果實ニ付キカ

(南部委員) 右ト云ハス果實返還ノ責ヲ生ストシテ宜イノテヌ初ノ利ヲ得サリシト云ヒ後ニ利益ト云フタカラ此處ハ同シタ利益ト云フト間違テ生シマス

(委員長) 果實返還ノ責ヲ生ストシテハ如何

(村田委員) 宜ロシイ

(南部委員) 其方ガ宜ロシイ

(西委員) 其レテ分リ宜クナリマシタ

本條ハ「發見」ヲ「覺知」トシ「其」ヲ刪リ「果實」ト改ノ其

他原案ニ決ス

第二百七條朗讀ス

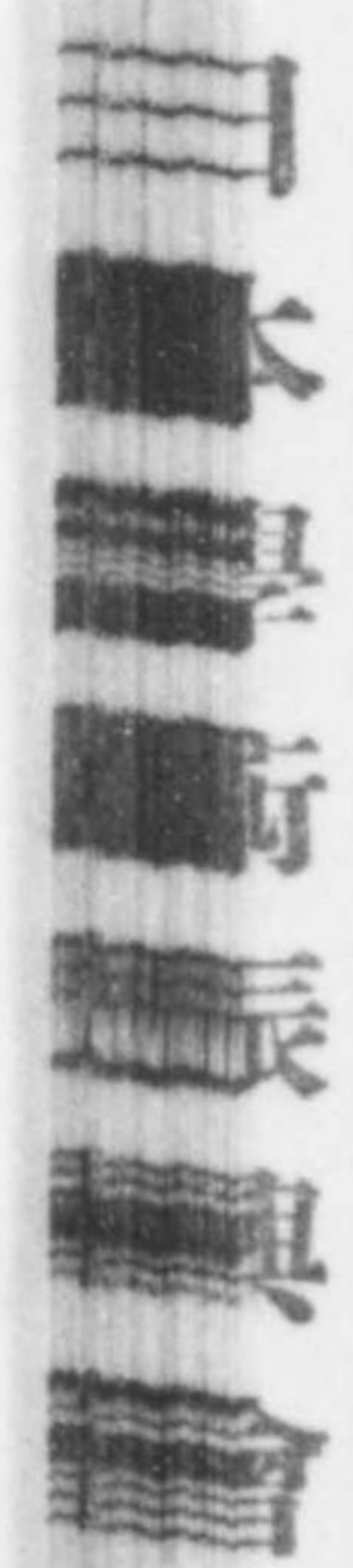
第二百七條 惡意ノ占有者ハ回復ノ要求ヲ受ケタル物又ハ權利

ハ勿論現物ニテ仍ホ占有スル果實及ヒ產出物ヲ返還シ且其既ニ消耗シ又ハ過失ニ因リテ損傷シ又ハ收取ヲ怠リタル果實及ヒ產出物ノ價金ヲ返還スルノ責ニ任ス

回復者ハ果實ノ通常ノ負擔タル費用ヲ占有者ニ償還スルコトヲ要ス

強暴又ハ隱密ノ占有者ハ其名義ノ正當ナルコトヲ自ラ信セシトキト雖モ果實ニ關シテハ常ニ之ヲ惡意ノ占有者ト看做ス

(尾崎委員) 宜ロシイ





(委員長) 宜シイノハ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第二百八條朗讀ス

第二百八條 占有者ハ善意ナルト惡意ナルトテ同ハス物ノ保存ノ爲ノ又ハ物ノ増價ノ爲ノ費シタル金額ヲ回復者ヨリ償還セシムルコトヲ得

右款レノ占有者モ其分限ノミニテハ奢樂ノ爲ノ費シタル金額ノ償還ヲ求ムルコトヲ得ス

(尾崎委員) 奢樂ト云フノハ分リマセン

(三島委員) オコリ樂ムト云フノテアリマス

(南部委員) オゴリト云フノト樂ミト云フトタツ、イタノカアリ  
マスカ

(北島委員) 支那ニハアルテシヨウ

(尾崎委員) 昔ミト樂ミト云フコトハナカロウ

(尾崎委員) オコリ丈ケナレハ樂ニハタツ、イテオルノテス

(委員長) 「奢樂」ハ隨分惡イコトハナイ

(今村委員) 奢リト云フ名ノ付カント樂モアリマスカラ

(渡委員) 之ハ三島君ニ任カシテ宜シイ

(松岡委員) 「奢樂」ハ「娛樂」テ宜イタロウ

(委員長) 奢ノ字ト樂ノ字ノ間ヘ點ヲ打テ置クト宜ロシイ

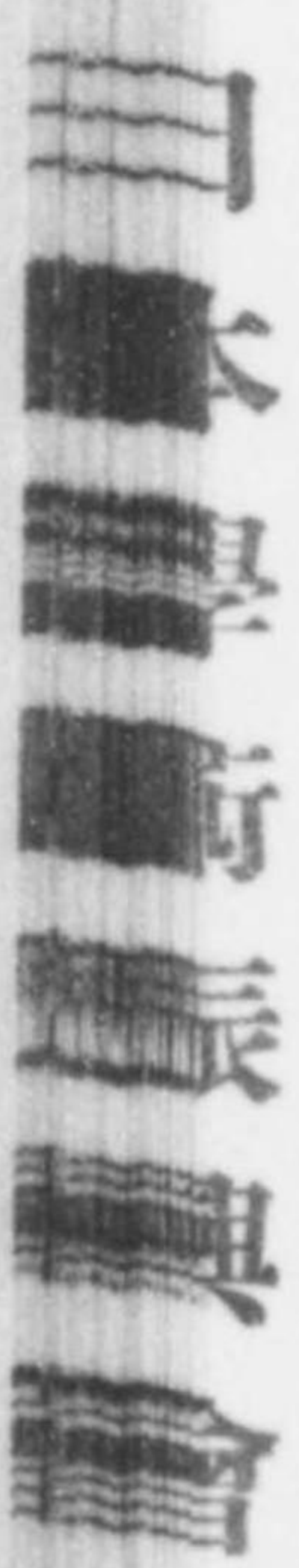
(北島委員) 原案ニモ純然タル娛樂ノ費用トアリマス

(三島委員) 費澤ノ爲ノト云ツテ宜シイ

(松岡委員) 費澤ト云フト餘程良イモノトスルノテナケレハ言ヘ  
マセン

(村田委員) 我輩ハ論ナシ

(委員長) 奢供娛樂ト云ツテモ宜シイ





(南部委員) 之ハ宜シウ御座イマシヨウ  
(委員長) 宜ロシケレハ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第二百九條朗讀ス

第二百九條 前二條ノ場合ニ於テ善意ノ占有者ハ回復者ノ曾渡サレタル保存又ハ増價ノ爲ノノ費用ノ全價ヲ得ルマテ物ノ上ニ留置權ヲ有ス

善意ノ占有者ハ保存ノ費用ノミニ付キ留置權ヲ有ス

(委員長) 必要ナル費用ノミト前ニアリマスカ之ハ「ボアソナー」ガ改メタノテスカ

(南部委員) 八條ニ必要ナル即チ物ノ保存ニトアリマス

(委員長) 必要ナルト云ヘハ保存ノ爲ノ増加ノ爲ノテモ何方テモ運入ルト思ヒマス保存ノ爲ノハ即チ増加ノ爲ノニナルカモ知レナ

イ

(今村委員) ソレハ運入リマセン

(委員長) 保存ノ費用ハ拂ハナケレハナラヌ増加ノ費用ハ拂ハン  
テモ宜イト云フナセ保存ノ收入ノ費用ハ拂ハナケレハナラン其理由ハ

(南部委員) 善意ノテアリマスカラテス

(委員長) 保存スレハ即チ増加ニナルノテアリマシヨウ

(南部委員) 増加ハ良クスルノテス

(今村委員) 土地ヨリ壘石ヨリシカ出來ンモノカ肥シテシテ二石モ出來タト云フノハ増加ノ方テアリマス保存ハ已レノ地面ト云ツテ訴ヘラレタ時ニ入費ヲ拂ツテ保存シテ居ツタノテアリマス  
(委員長) ケレトモ水ガ出テ流レソウダカラ石垣ヲ築イタノハ保存ノ費用ダロウスルト保存費用ヲ掛ケテナイト増加モ出來ン





(今村委員) 増加ノ方ハ不當ノ利ニナリマス

(委員長) 増加モ所有主ノ利益ニナルノテ元ト百圓ノ收入テアツ

タカ手入レテシテ百五拾圓收入加アルノタカラ保存モ同シ運賃ニナリソウテス

(尾崎委員) 元ト不當ノ利ダカラト云フコトガアリマス

(村田委員) 「ボアソナード」ハ最初其區別チレナカツタノテス

(南部委員) 其レハ古イコトテス

(今村委員) 之ハ留置權許リテ言フノテ拂ウノハドウテモ拂ヘナ

ケレハナリマセン即チ留置權ノアルナレテ云フノテアリマス

(尾崎委員) 之ハ宜イテハナイカ

(委員長) 宜ケレハ先ヘ往キマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第二百十條朗讀ス

第二百十條 物カ毀損ノ受ケ又ハ價格ヲ減シ其實チ占有者ニ賠

ス可キトキハ惡意ノ占有者ニ在テハ如何ナル場合ニ於テモ所

有者ニ賠償ヲ爲シ善意ノ占有者ニ在テハ其毀損又ハ減價ニ因

リ利益ヲ得タル場合ニ於テ其利益ノ限度ニ應シ賠償ヲ爲スコ

トヲ要ス

(今村委員) 本條ハ民法ヲ規則ダツタコトヲ此處テ先ツ以テ知ラ

セテ置タト云フ丈ケダカラ罰ツテモ宜カロウト思ヒマス

(尾崎委員) 罰ル可シ

(委員長) 其レテハ罰除シテ先ヘ往キマシヨウ

本條ハ罰除ニ決ス

第二百十二條朗讀ス

第二百十二條 占有者ハ占有ヲ保持シ又ハ回收スル爲メノ下ノ區

別ニ從ヒテ占有ニ關スル訴權ヲ有ス



占有訴權ハ保持訴權、新工告發訴權、急害告發訴權及ヒ回收  
訴權ノ四種ナリ

(村田委員) 宜シイ

(渡委員) 之ハ宜シイ

本條ハ原案ニ決ス

第二百十三條朗讀ス

第二百十三條 保持訴權ハ不動産ト動産ト特定動産ト之間  
ハス其占有ニ關シ第三者ヨリ反對ノ主張ヲ含ノル事實上又ハ  
權利上ノ妨害ヲ受クル占有者ニ屬ス

此訴權ハ妨害ヲ止マシメ又ハ賠償ヲ得ルヲ以テ其目的トス

(南部委員) 動産包括ト云フテ動産ノ、トマリタイ

(今村委員) スルト一トハ特定ノ動産トシタイ

(南部委員) 其レハ宜シイ六條ニハ財産包括トアリマス其レカラ

十六條ニハ包括ノ財産トアル成ロウコトナレハ包括ノ動産ト云フ  
カ、動産ノ包括ト云フテハ種カタナイカト思フ十七條モ同シテア  
ロウ

(今村委員) 動産ヲ指スノテハナイ包括ヲ指スノテアリマス即チ  
包括ヲ占有シテ居ルノテス

(南部委員) 賄リ包括ノ即チ動産テス

(松岡委員) 何ウシテ左様ナコトヲ云フカ動産不動産ヲ問ハス位  
ヲ宜カリソウナモノテス

(尾崎委員) 一體コンナコトヲ言ンテモ宜カリソウナモノテス

(南部委員) 不動産ノ包括ハ遺入ラント云フテ示シタノテス

(今村委員) 何セ「ボアソナード」カ言イタカ佛蘭西テハ有體物  
テナイト往カントカ權利ノ占有ハ往カントカアル此内ニモ用收權  
ト云フモノハ無形物ソレカーツ其他ノモノハ往カント謂テ居ル處



ガ法律ニ明文カアルテハナシ學者ノ説カソウナル或ル學者ハソウ  
テナイト云フ人モアル日本テモ矢張其論カアルカラ三ツトモ書イ  
タノテ之ヲ翻ルト佛蘭西ノ曖昧ヲ引繼ト云フ其弊ヲ避ケヨウト云  
フニ過キマセン

(南部委員) 原書ヲ見テ下サイ、十七條ニ包括財産トアルカ若シ  
此處ヲ動産包括トスレハアレハ財産包括トシナケレハナラン

(今村委員) 同シテアリマス

(南部委員) 此方ヲ包括財産トスルアツチテ動産包括トスルカ

(今村委員) 「カルタード」ガ八蓋敷言ツテ動産包括ト入レタソ  
ウテ、此處ハ占有ノ出來ルモノ計リテアリマス

(南部委員) アレチ財産包括トヤリマスカ

(今村委員) 此處ノ順ニ往クハ彼處モソウシナケレハナリマセン

(委員長) 動産ノトヤツテハ如何

(西委員) ソウテス

(松岡委員) 上チ財産ノ包括トスルハオカシイ

(今村委員) 名詞ダカラ此テ置キマシテハ如何

(北島委員) 前ハ直ホサスニ置キタイ

(松岡委員) 「ノ」ノ字ヲ入レテ宜ロシイ

(今村委員) 「ノ」ノ字ヲ入レルノハ名詞ダカラヨシテモライタ  
イ

(尾崎委員) 特定動産ト云フノハ宜シイテシヨウ

(村田委員) 動産ノ包括ノ占有者ト云フコトテス

(今村委員) 其包括ハ何カラ成リ立ツタカ即チ動産カラ成リ立ツ  
タモノト云フノテアリマス

(委員長) 「ノ」ノ字ノ遣入ツタ方ガ讀ミ宜ロシイ

(西委員) 動産ノ包括ト直ホツタラ十七條モ財産ノ包括ト直ホシ



タイ

(今村委員) ソウナリマス

(委員長) 宜カロウ

(今村委員) 可成斯ウ云フモノハ實名調ニシテ置キタイ

(村田委員) 包括財産トシテ置キタイ

(西委員) 包括財産アルナレハ彼處ハ矢張り包括財産トシテ悪

ルイコトハアリマセン

(今村委員) 此處ハ一トツ宛ノ動産トハ違イマス

(松岡委員) 一トツ宛ナレハ特定テアリマスケレトモ包括ト云フ

字チ上ヘ書ケハ有體トナツテ下ヘ書ケハ無體ト云フノモソモ々々

無體ノ説テス

(今村委員) 机ノ上ニ財産ト云ヘハ品物テアリマストコロガ此レ

文ケノ物一トツ指立ツ包括ト云ツタラ一トツ、取テ退ケテモマタ

民二一〇七

民二一〇七

後トニトマツテ居ル矢張り包括テアリマス

(松岡委員) 包括動産ト云ツテ一トクルノニ云ツテ机ノ上ノ一ト

クルノニ言ツテモ同シテアリマス

(南部委員) 動産包括ト云フ字ハ工合ガ悪ルイカラ包括ノト云ヒ

タイ

(北島委員) 動産ノ包括ト入レタイ

(三島委員) 後トニ特定ト云フ處ハ彼レテ宜ロシイカ

(今村委員) 宜ロシイ

(村田委員) 「ノ」ノ字ガアルトシテ先ヘマリマレヨウ

本條ハ「動産包括」ノ間ヘ「ノ」ノ一字ヲ挿入シ其他原案ニ決

ス

第二百十四條朗讀ス

第二百十四條 新工告發訴權ハ被成ノ上占有ノ妨害ト爲ル可キ



隣地ノ新工事ヲ止マシメ又ハ變更セシムル爲メ不動産ノ占有者ニ屬ス

(尾崎委員) 之ハ論ナシ

(樺村委員) 先ヘヤリマシヨウ

(村田委員) 二百二十二條ニ廢止又ハ變更トアリマス之レハ「廢止セシメ」トシテ宜ロシイ

(樺村委員) 止マシメテ宜ロシイ

(尾崎委員) 「廢止セシメ」テ宜ロシイ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ「止マシメ」ヲ「廢止セシメ」ト改ノ其他原案ニ決ス

第(新) 條朗讀ス

第 條(新) 急務發覺訴權ハ或ハ建物、樹木其他ノ物ノ傾倒ニ因リ或ハ堤防、水溜、水橋ノ破潰ニ因リ或ハ火、燃焼物、爆發物ノ必要ノ豫防ヲ爲サ、ル使用ニ因リテ隣地ヨリ生スル損

害ヲ懼ル可キ至當ノ事由アル不動産ノ占有者ニ屬ス

此訴權ハ右危險ニ對スル豫防ノ處分ヲ命令セシメ又ハ未定ノ

損害ニ對スル賠償ノ保證人ヲ立テシムルヲ以テ其目的トス

(尾崎委員) 「命令セシメ」ハ裁判所カラ命令サセルノカ

(南部委員) 左様テス

(尾崎委員) 之ハオカシイ裁判所ニ此方カラ命令スル様テス

(南部委員) 訴權ガスルノタカラ宜ロシイ

(尾崎委員) 始メニ或ハト云フノハオカシイ

(松岡委員) 先ツ之ハ宜カロウ

本條ハ原案ニ決ス

第二百十五條朗讀ス

第二百十五條 保持訴權及ヒ新工發覺訴權ハ平穩且公顯ナル法定ノ占有者ノミニ屬ス但不動産又ハ動産包括ニ付テハ其占有



ノ滿一十年以來繼續シタルコトヲ要ス

(今村委員) 之モ動産ノ包括トナリマス

(村田委員) 保持訴權及ヒ新工告發訴權ト云タハ急害告發訴權ト云フノガ適入ヲナケレハナリマセン

(今村委員) ソレガアツテハ實地困リマシヨウ

(村田委員) ソレガ拔ケルトドウ云フモノト思ヒマス

(今村委員) 隣リテ危險ナモノヲシテハ壹年待タナケレハナラント云フノハ困リマス

(松岡委員) 宜カロウ

本條ハ「動産包括」ノ間ヘ「ノ」ノ壹字ヲ挿入シ其他原案ニ決ス

第二百十六條朗讀ス

第二百十六條 回收訴權ハ暴行、脅迫又ハ詐術ヲ以テ不動産若

クハ動産包括若クハ特定動産ノ全部又ハ一分ノ占有ヲ奪ハレタル占有者ニ屬ス但其占有カ被告ニ對シ此等ノ瑕疵ノ一ヲモ帶ヒサルコトヲ要ス

此訴權ハ侵害ノ占有ヲ特定名義ニテ承繼シタル者ニ對シ之ヲ行フコトヲ得ス但其者カ侵害ノ不法ノ所爲ニ關與シタルトキハ此限ニ在ラス

(村田委員) 詐術ト云フ字ガアリマスガ之ハ即チ瑕疵ノ一トツニ成ツテ居ルノテ處カ百九十五條ヲ見ルト瑕疵ト云フモノハ之レ丈ケノモノシカ無イト云ツテ居ル此處テ詐術ト云フノガ適入ツテ前ノハ即チ隱密ノ中ニナイモノテスガ瑕疵ノ占有ハ二ツニ限ルト前ニ言ツテ有ル彼レヘモ詐術ト云フノガ適入ツテモ宜ロシイヨウナ心持ガ致シマス

(今村委員) 修正テ入レテモ宜イカモ知レマセン



(村田委員) 實ハ是等ノ瑕疵ト云フノハ前ニナイトハ言ヘンノタ  
ロウ

(今村委員) 彼ノ事ヲ其儘出シテ云フ積リテハアリマセン唯瑕疵  
ノ上デ言フ斷シテ瑕疵ト云フ文字ハ詰リ瑕疵ノ上ノ斷シテアリマ  
ス

(村田委員) 然シ暴行強迫ハ宜ロシイ彼處ニ瑕疵トアリマスカラ  
(南部委員) 矢張り彼レモ暴力カ宜カツタノテス

(今村委員) 彼方ヲ暴行ニシテ此方ヲ暴力ニスルカテス  
(村田委員) 占有ノ瑕疵ト百ノ十五條ニ言ツテアルカラ瑕疵トハ  
意味カ違ツテ居ルト見レハ宜ロシイ

(今村委員) 暴行ト云フ文字モ意味カ違イマス  
(渡委員) 宜ロシイテハナイカ  
(委員長) 爾ノ末項ヲ刪テシマツタノテスカ

(村田委員) 二條ニ分ケマシタノテアリマス

本條ハ原案ニ決ス

第 條(新)

第 條(新) 回收瑕疵及ヒ急售發瑕疵ハ法定ノ占有  
者及ヒ容假ノ占有者ニ屬ス後令其占有カ未タ一个年ニ滿タサ  
ルモ亦同シ

(尾崎委員) 之ハ前ノ條ノ解除瑕疵テスネ

(今村委員) 占有ノ解除瑕疵テアリマス

(尾崎委員) 良カロウ

(村田委員) 法定ノ占有者ハ勿論ト元トアル、無論ナ斷テ容假ノ  
占有ニ屬スト云フモ矢張り無論デス

(尾崎委員) 容假ノ占有者ニモテスネ

(渡委員) 良カロウ



(委員長) 保持訴權ト云フハ二年ガ期滿特免ニナツテ居ルカ、之ニナルト保持訴權ト云フモノハ一年トハ云ヘヌヨウニナリハセンカ

(今村委員) 十五條ニアリマス

(委員長) 良ケレハ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第二百十七條朗讀ス

第二百十七條 保持及ヒ回収ノ訴ハ妨害又ハ侵害ヲ受ケタルヨリ一个年内ニ非サレハ之ヲ受理セス

新工告發ノ訴ハ其工事ノ終ラサル間ハ之ヲ受理ス但其工事ニ付キ占有者カ妨害ヲ受ケタルトキハ其工事竣成ノ前後ニ拘ハラヌ妨害ヨリ一个年内ニ於テ保持訴權ノミチ行フコトヲ得  
急告告發ノ訴ハ危險ノ存スル間ハ之ヲ受理ス

(南部委員) 之ハ良シイ

(渡委員) 之ハ明瞭テス

(今村委員) 之モ「ボアソナード」ガ大分修正シテ來マシタ

本條ハ原案ニ決ス

第二百十八條朗讀ス

第二百十八條 占有ノ訴ハ權原ノ訴ト並行スルコトヲ得ス

判事ハ當事者ノ權利ノ本源ヨリ出テタル理由ニシテ其權利ヲ違決ス可キモノニ基キテ占有ノ訴ヲ裁判スルコトヲ得ス

又判事ハ權原ノ訴カ既ニ審理中ニ在ルモ占有ノ訴ノ判決ヲ猶豫スルコトヲ得ス

(村田委員) 之ハ一項ハ良シイガ二、三項ハ訴訟法ニ在テ良シイノテス

(尾崎委員) 先ツ斯ウ云フモノテシヨウ



(北島委員) 宜シウ御座イマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第二百十九條朗讀ス

第二百十九條 占有ノ訴ヲ起シタル後當事者ノ一方カ其裁判所  
又ハ他ノ裁判所ニ權原ノ訴ヲ起シタルトキハ占有ノ訴ノ確定  
判決ニ至ルマテ權原ノ訴ノ訴訟手續ヲ中止スルコトヲ要ス  
權原ノ訴ノ被告カ第二百二十一條ニ定メタル如ク其訴訟中ニ  
占有ノ訴ノ原告ト爲リタルトキモ亦同シ

(尾崎委員) 權原ノ訴ヘサヘ定マレハ占有ノ訴ヘハ宜カリソウナ  
モノトス權原ノ訴ヘテ中止シナケレハナランカ

(南部委員) 最モ急テ要スルカラテス

(三島委員) 無用ノ急タカラテス

(尾崎委員) ソレハ其レ此ハコレト云テ良カリソウナモノトス

民再一ノ二二二

(村田委員) 良シイ、往キマシヨウ

(尾崎委員) 之ハ定ニ訴訟法テスネ

本條ハ原案ニ決ス

第二百二十條朗讀ス

第二百二十條 權原ノ訴ノ原告ハ訴ヲ取下クルト雖モ其訴以前  
ノ事實ノ爲メニ更ニ占有ノ訴ヲ起スコトヲ得ス然レトモ既に  
起シタル占有ノ訴ニ付テハ原告タルト被告タルト之間ハス之  
ヲ繼續スルコトヲ得

凡ソ權原ノ訴ニ於テ確定ニ敗訴シタル者ハ占有ノ訴ヲ起スコ  
トヲ得ス

(南部委員) 二項ハオカシイ

(今村委員) 占有權ノ妙ハ此所ニアルノテス

(村田委員) 凡ソト云フ丈ケハ圖テ宜サソウテス



(三島委員) ナクツテモ宜シイ

(尾崎委員) 「凡ソ」ハ副ルカ

(三島委員) 如何ナル場合トカ何トカ長イコトアツタカラ「凡ソ」トヤツタノテス

本條末項「凡ソ」ノ二字ヲ削リ其他原案ニ決ス

第二百二十一條朗讀ス

第二百二十一條 權原又ハ占有ノ訴ノ被告ハ其訴訟中原告ト同

一ノ訴權又ハ他ノ訴權ニ依リ反訴ニテ占有ノ訴ノ原告ト爲ルコトヲ得

本條ハ原案ニ決ス

第二百二十二條朗讀ス

第二百二十二條 判事ハ占有ノ訴ニ於テ原告ヲ直者ト認ムルトキハ場合ニ從ヒ妨害ノ斷止使事物ノ返還、告發新工ノ廢止若

民再一ノ二一三

クハ變更又ハ告發急害ノ豫防處分ヲ命令ス可ク若シ損害アラハ同時ニ其賠償ヲ言渡ス可シ

又判事ハ急害告發ノ訴ニ付テハ其將來不定ノ損害額ヲ斷定シ之ニ對スル保證人ヲ立ツ可キヲ被告ニ命令スルコトヲ得

(南部委員) 「占有ノ訴ヘテ正當ナリトスルトキハ」ト原案ニハアリマセンカ

(今村委員) 原案ニハ訴權カ正シキモノテアツタトキハトアルノテス

(南部委員) ソレテハ占有ノ訴ヘカ正當ナリト認ムルトキハトヤリタイ

(尾崎委員) ソウシマシヨウ

(村田委員) 占有カ有効ナルトキハ、ダ

(今村委員) 意味サヘ違ハナケレハ差支ハナイ



(三島委員) 正當ナル訴ト認ムルトキハテスカ  
 (松岡委員) 宜カロウ  
 (村田委員) 良シイ「場合ニ從ヒ被告ニ」ト云フ字ヲ入レマシヨ  
 ウ、ソウセント雖ニ言渡スノカ分ラン、元トハ「被告ニ」ト云フ  
 字カアツタノテス  
 (松岡委員) 被告人ノミテハナイ雖ニモ言渡スノテス  
 (村田委員) 二項ハ無クトモ良カリソウナモノテス  
 (尾崎委員) 告發ハイランネ  
 (横村委員) 告發ハイラン  
 (松岡委員) ソレテ良シイ  
 (尾崎委員) 「告發」ハ制リマシヨウ  
 (村田委員) 「新工事ノ」トシテ「事」ノ字ヲ入レマシヨウ前ノ  
 二百十四條ニハ新工事トアル

(尾崎委員) ソレハ往カン  
 (南部委員) イラン  
 (尾崎委員) 此條ハ良シイ  
 (南部委員) 二百十四條ハ起案者ニ關イタ處ガ起案者ガ制除スル  
 ト私ハ關イテ居ル  
 (村田委員) 新工又ハ急進訴權ト云フニ新工事ト云フカ七百十四  
 條ニナイカラ關キニヤツタノテアリマス  
 本條一項ハ「判事ハ占有ノ訴ヲ正當ナリト認ムルトキハ場合ニ  
 從ヒ妨害ノ斷止侵害物ノ返還新工事ノ廢止若クハ變更又ハ急害  
 ノ豫防處分ヲ命令ス可ク若シ損害アラハ同時ニ其賠償ヲ言渡ス  
 可シ」トシ二項ハ原案ニ決ス  
 第二百二十三條朗讀ス  
 第二百二十三條 占有ノ訴ニ於テ敗訴シタル原告ハ仍ホ權原ノ



訴ヲ起スコトヲ得

占有ノ訴ニ於テ敗訴シタル被告モ亦仍ホ權原ノ訴ヲ起スコト  
ヲ得但既ニ受ケタル言渡ヲ履行セシ後ニ限ル若シ言渡ノ數額  
カ未定ナルトキハ其言渡ヲ履行スルニ相應ナル金額ヲ裁判所  
書記局ニ供託ス可シ

(松岡委員) 之ハ原告ト被告ト轉倒シタノテヌキ

(今村委員) 左様テヌ

(村田委員) 「若シ言渡ノ金額」ト云フノハ元トハ「言渡ノ額」  
トアツタ、額ノ内ニハ金ハカリテハナイト云フノテ金ノ字ハ故ラ  
ニナイガ今度ハ金ノ字カ通入ルト米穀ト云フノカ脱ケルカ前ハ額  
トヤツテソレヲ相應ナル金額ト云フニシタハ良シイガ金ノ字チ入  
レルト元トノト違ヒハセンカ

(今村委員) 言渡ノ額トハ言ヘヌノテヌ

(村田委員) 額ト云フト金ハカリニナルカラ、高トヤツテ良シイ

(横村委員) 「言渡ノ額」ハ言葉ヲ成サン

(尾崎委員) 高トヤツテモ良シイ

(三島委員) 言渡ノ額ト云フノモ、如何テヌ

(尾崎委員) 言渡ノ額數トヤツテハ如何

(南部委員) 「數額」カ良シイ

(松岡委員) 「數額」ハ良カロウ

(横村委員) 「數額」ハ良シイ

(村田委員) 數額ト云フト數ハカリニナリハセンカ

(尾崎委員) 數モ額モ「アマンド」ト云フノテヌ

本條ハ「言渡ノ金額」チ「言渡ノ數額」ト改ノ其他原案ニ決ス

第二百二十五條期讀ス

第二百二十五條 占有ノ訴ニ關スル裁判管轄及ヒ其他方式ノ規



則ハ帝國裁判所構成法及ヒ民事訴訟法ヲ以テ之ヲ規定ス

(今村委員) 本條ハ例ニ從テ刪除テス

(尾崎委員) 之ハ要ラン

(渡委員) 之ハ刪除テ良シイ

本條ハ刪除ニ決ス

第二百二十六條朗讀ス

第四節 占有ノ喪失

第二百二十六條 占有ハ左ノ諸件ニ因リテ喪失ス

第一 自己又ハ他人ノ爲メニ占有スル意思ノ斷止

第二 物ノ所持又ハ權利ノ行使ノ任意ノ拋棄又ハ其法律上強

要ノ拋棄

第三 不法ト否トテ問ハス第三者ノ占有ノ擧取但其占有カ保

持訴權又ハ回收訴權ノ行使ヲ受タルコト無クシテ一年ヨ

リ長ク繼續シタルトキニ限ル

第四 占有ノ目的タル物ノ全部ノ毀滅又ハ其權利ノ消滅

(南部委員) 「絶止」ヲ改メ「斷止」トシタカ

(三島委員) 左様テス

(南部委員) 第三者ノ「不法」ト云フノハ不違法ト云フ意思ヲシ

ヨウネ

(三島委員) 左様テス

(村田委員) 四項ハ元トノ違ヒハセンカ

(今村委員) 同シテアリマス

(村田委員) 九十五條ノ場合ニハ保證人ヲ立ンテモ良シイ

(今村委員) 此度直シタカラ立ナケレハナランヨウニナリマシタ

「ボアソナード」カ書カレタ元トノ案テハ立ルニハ及ハンノテス

(委員長) ケレトモ公用徵收ヲ受ケタトキノコトカアロウガ「ボ



アソナード」ハ建物ヲ燒失シタ場合ヲ殊更ニ指シタコトハナイカ  
（今村委員）ソレハ九十四、五條ニアリマス之ニアルノヲ繰返シ  
タノテ、何セト云フト保證人ヲ立ロト云フ爲ノニ一度繰返サント  
言情イト云フノテ、處ガソレナレハ九十三條モ繰返サナケレハナ  
ラン

（南部委員）新ウ爾ヘハ繰返スモ同シダ

（横村委員）今村君ノ修正通りニシテ百十二三條ハ爾ルノカ

（今村委員）左様テス「ボアソナード」自カラ爾タノテアリマス  
ソレカラ今一ツ一寸申スノハ之テ用收權ハ濟ムガ、數人ノ終身テ  
期シテト云フ五十條ハ「ボアソナード」ニ聞キマシタカ矢張此方  
等ニ書イテアル通りテ、終身ヲ期セントキハ矢張一ツコトタカラ  
イランノテアリマス

（村田委員）大體簡單ナモノニナツタネ

（南部委員）期限ヲ定ノタモ亦同シト云フノテスネ  
（今村委員）左様テス

本條ハ原案ニ決ス

于時午後零時十五分閉會



民法財産再調査案議事筆記第六回 自第二百二十七條 至第二百七十七條



民法財産編再調査接續事錄記第六回 自第二百二十七條 至第二百七十七條

明治二十一年七月二十八日午前八時二十分開會ス

(南部委員) 始ノマレヨウ

第二百二十七條朗讀ス

第五章 地役

總則

第二百二十七條 地役トハ或ル不動産ノ便益ノ爲ノ他ノ所有者

ニ屬スル不動産ノ上ニ設ケタル負擔ヲ謂フ

地役ハ法律又ハ人爲ヲ以テ之ヲ設定ス

(渡委員) 之ハ良シイ

本條ハ原案ニ決ス

第二百二十八條朗讀ス

第一節 法律ヲ以テ設定シタル地役



第一款 隣地ノ立入又ハ通行ノ權利

第二百二十八條

凡ソ所有者ハ土地ノ分界ニ於ケルカ又ハ自己ノ土地ニ工事ヲ爲シ得ルノ餘地ナキ距離ニ於テ牆壁若クハ建物ヲ築造シ又ハ修繕スル爲メ隣地ノ立入ヲ求ムルコトヲ得

(今村委員) 「コトヲ得」ト云フノカ脫ケテ居リマス

(村田委員) 土地ノ分界ト云フ字ハ、隨分八蓋敷論ヲ二百五十七

條ノ界限ト云フ字ヲスネ、彼所ト同シヨウニスルト云フコトニナツテ居タ

(南部委員) 處ガ彼レハ字ガ改マルコトニナツテ分界ノ如キトキ

ハ同シニナルガ界限ヲ立ツル場合ハ違フソレテ彼レハ皆界限々々トヤツテ居ル

(村田委員) アレヲ同シ文ニスルト云フノテ直シタノテス

(南部委員) 之ニ關係ハナイ

(清岡委員) 隣地ニ立入りテスカ

(今村委員) 隣地ニ立入テ往クト云フノテス

(委員長) 隣地ヘノトヤツタカ良ハナイカ

(村田委員) 隣地ヘノ立入りテスネ

(松岡委員) 隣地ノ立入り隣地ニ付ト「ヘ」ノ字ハ含ンテ居ル

(今村委員) 隣地ニ立入ルコトヲ求ムルト云テ良シイテシヨウ

(清岡委員) ソレハソウヤツテ良シイ

(今村委員) ソレハ新ウ云フ譯例タカラ申スガコト々々トニツ重

ナル、立入ルコトヲ求ムルコトヲ得カ本當ダロウカ重ナルカラ上ヲ約シテ下ヲ存スルコトニシマシタ

(南部委員) ソレハ良シイ

(委員長) 良シイテハナイカ

本條ハ「隣地ノ立入テ」トアルヲ「隣地ニ立入ル」トシ「コト



ヲ得一ヲ脱シタルニ付追加ス其他原案ニ決ス

第二百二十九條朗讀ス

第二百二十九條 右築造又ハ修繕ノ工事ハ急要又ハ極ノテ必要ノ場合ヲ除クノ外收養ヲ害ス可キ季節ニ於テモ購地ノ所有者又ハ占有者ノ一時不在ノ場合ニ於テモ之ヲ爲サ、ルコトヲ要ス

如何ナル場合ニ於テモ購地ノ承諾アルニ非サレハ右工事ノ爲ノ其住家ニ立入ルコトヲ得ス兼合其修繕ヲ要スル建物の隣人ノ住家ニ連接スルモ亦同シ

(村田委員) 其修繕ヲ要スル建物ハ購地ノトアルカネ、修繕ハカリテハナイ「如何ナル場合ニモ隣人ノ承諾アルニ非サレハ云々右工事ノ爲ノ一ト云フハ」右ノ築造修繕ノ工事テスネ、ソウシテ見ルト、修繕ヲ要スル建物ハカリテハナイ修繕ト築造トニツ要サナ

ケレハナラン

(南部委員) 築造ヲ要スル場合ニハ勿論立入ルコトハ出来ンハ分テ居ルソレテ修繕ト云テ居ル

(尾崎委員) 築造ハ頭マテ出来ンノタカラ之テ良シイ

(楳村委員) 修繕ハ隣人ノ建物ニ増設スルモノテソレテスルニハ

ト云フノタ

(村田委員) 工事ト云フノハ修繕トニツアルノタカラネ

(今村委員) ニツアルケレトモ此所ト修繕ハカリテ云フノテス

(尾崎委員) 村田君ノ説ハ賛成者ガナイカラ

(村田委員) 前ノハ修繕ト云フ字ハナイ

(南部委員) ソレハ古イノテ譯カ違テ居ル

(清岡委員) 爲サ、ルコトヲ要ストハ聞カンコトタナ

(今村委員) シテハ、往カント云フノテス



(松岡委員) 爲スヘカラス、テハ往カンノテスカ

(清岡委員) 爲スヘカラス、ト云テ良サ、ウテス

(今村委員) 成ル丈ケ原語ニ合ハシテヤツタノテス

(尾崎委員) 之ヲ良シイ

(委員長) 良クハ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第二百三十條朗讀ス

第二百三十條 立入ヲ許諾セル國人ハ工事ノ性質及ヒ時期ヲ高量シテ其受ケタル妨害ニ應スル償金ヲ要求スルコトヲ得

(南部委員) 「妨害ニニ」ハ数字ヲシヨウ

(三島委員) 誤リテス

(尾崎委員) 妨害ニ應スルト云フノハ足ランヨウテス日本テハ相當トカ何トカシナケレハナラン

(三島委員) 「相」ノ字ヲ加ヘテモ良シイ

(南部委員) 分テハ居ルガ、應スルト云フノハ成程向ウカタ物ヲ

言フニ應ヘタト云フヨウニ見ヘル

(北島委員) 「相」ト云フ字ヲ入レマシヨウ

(委員長) 入レマシヨウ

本條「妨害ニニ」トアルハ数字ニ付「妨害ニ相應」トシ其他原

案ニ決ス

第二百三十一條朗讀ス

第二百三十一條 或ル土地カ他ノ土地ニ圍繞セラレテ後地ト爲

リ公路ニ通スル能ハサルトキハ圍繞地ハ公路ニ至ルノ通路ヲ

其後地ニ供スルコトヲ要ス但下ニ記載シタル如ク二様ノ償金

ヲ拂ハシムルコトヲ得

土地カ周圍若クハ河海ニ由ルニ非サレハ他ニ通スル能ハサル



トキ又ハ崖岸アリテ公路ト著シキ高低ヲ爲ストキハ之ヲ袋地ト看做スコトヲ得續令其掘削カ公有ニ屬スルモ亦同シ

(村田委員) 「續令其掘削カ公用ニ屬スル」ト云フノハ眼ニ立テ

來タガ如何テシヨウ川モ公用ニ屬スルヨウナ心持ガスル

(南部委員) 意味ハナイ

(今村委員) ソウ云フ論ダト續令以下ハ皆削テモ良シイ

(村田委員) 削タ方カ良シイ

(松岡委員) 掘ルト元トノ通りニナツテ大層過キルネ

(村田委員) 元トハ工事ノ掘削若クハトアル

(南部委員) 元トノ通りカ良シイ

(尾崎委員) 之ハ掘タ方カ良シイ

(今村委員) 續令其掘削カ公用テモト云フノテス

(松岡委員) 元トノ通りテ良シイテシヨウ

(三島委員) ソウスルト工事ノ掘削若シクハ河海ト云ハナケレハナラン

(南部委員) 原文カ斯ウ云フ風テスカ

(今村委員) 左様テス削リ掘削ノ處へ以テ公用テモト云フノテス實ハ町事ナノテス

(松岡委員) 削リ委シク云フ必要ハナイ

(今村委員) コウ云フ譯ケガアルカラ掘削ハ川ト違フ、私ノモノナレハ人ノ領分ダカラ妄リニ掘ル譯ニハ往カン公ナレハ道路ト同シダカラ勝手ニ掘レル、而見レハ袋地テナカロウト云フ論ヲ防ク爲ノテアリマス

(松岡委員) 掘リニ掘イテ居レハ川ハ一人ノ掘削トハ云ヘヌカラ此字ハナクトモ良シイ

(今村委員) 續令以下ハ無クトモ差支ハナイ



(尾崎委員) 除キマシヨウ

(清岡委員) 元トノ通りニシテ置キマシヨウ

(委員長) 公路ニ通スルマテト云フノタカラ公有ノモノナラ川ガ  
公通ノ川ト云ツタラ其レガ公路ト同シモノタカラト云フ論ガ起ル  
(今村委員) 其爲ノニ書イテアルノテス

(尾崎委員) 始ノニ編制若クハ河海ト有ルカラ之ハ廣ク掛ツテ居  
ルノテ差支ハアリマセン

(尾崎委員) 編制ト見ルト云フ丈ケテアリマス

(尾崎委員) 其レ丈ケテアリマスカラ兼令以下ハ制リマシヨウ

(清岡委員) 議論カ八益敷カツテスルト何レ争ヒノアル時テアリ  
マス

(松岡委員) 争ヒノ出様ハアリマセン

(渡委員) 所有ノ何タルチ間ハス地形ノコトヲ云フノテ後地ノ位

置テ雷フノタカラ兼令ハ公通モ私通モ其レニハ全體拘ハラシヨウ  
アリマス

(尾崎委員) 其テハ兼令以下ハ制リマシヨウ

(委員長) 先ヘヤリマシヨウ

本條ノ「兼令」以下刪除シ其他原案ニ決ス

第二百三十二條朗讀ス

第二百三十二條 後地ノ利用又ハ其住居人ノ需用ノ爲ノ定期又  
ハ不斷ニ車輛ヲ用ユルコトヲ要スルトキハ道路ノ幅ハ其用ニ  
相應スルコトヲ要ス

通行ノ必要又ハ其方法及ヒ條件ニ付當事者ノ議協ハサルトキ  
ハ裁判所ハ成ル可ク後地ノ需用及ヒ通行ノ便利ト承役地ノ損  
害トヲ斟酌調和スルコトヲ要ス

(松岡委員) 第一項ハナクテモ良イト思ヒマス



(尾崎委員) 之ハナクテハ往ケマセン

(松岡委員) 賃價モアルカラ裁判官ニ任シテ宜ロシイ

(尾崎委員) 裁判官テモ證據カナケレハ如何カラ我輩ハ斯ウヤツ  
テ置クガ宜イト思ヒマス

(村田委員) 前ニ利用ノ一項ニ言ツテ二項ニ變地ノ需用ト言ツテ  
アルガ同シテアリマシヨウカ

(今村委員) 違イマス

(委員長) 格別テナケレハ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第二百三十三條朗讀ス

第二百三十三條 通路ノ開設及ヒ保持ノ工事ハ變地ノ負擔ニ屬  
ス

承役地ノ建物又ハ樹林ヲ取除キ又ハ變更セシムルノ必要アル

民再一ノ二二四

トキハ一回限ノ價金ヲ其所有者ニ辨償ス

其他承役地ノ使用又ハ耕作ヲ減シ及ヒ水ク其地ノ價格ヲ減スル  
ニ付テノ價金ハ毎年之ヲ辨償ス

(村田委員) 之ハ解シ易イ

(松岡委員) 樹木ヲ樹林トシテカ

(村田委員) 前カラ樹林トヤツテ居リマス

(松岡委員) 承役地ノ林ヲ爲シテ居ラン樹木ナラ構ハンノカ

(今村委員) ソウ云フコトハアリマスマイ建物樹林ト計リアリマ  
スガケレトモ此ニ類スルモノガアレハ矢張り價金ヲ拂ハナケレハ  
ナリマセン

(松岡委員) 建物樹木ト云ツテ樹林ガアツテモ往ケンダロウ樹木  
ト云フト樹林ハトウカト云フ論ガアリマシヨウ

(今村委員) 前ノ反譯ガ間違ツテ居ルノテ御座イマス



(尾崎委員) 樹木ヲ宜カリソウナモノテス

(今村委員) 建物ト樹林ハイツモ併ンテ居ルノテソウスルト壹本

松ノ木ガ植テアツタガ建物ト對センノテケレトモ引付ケテ云ツテ  
仕舞フノテアリマス

(櫻村委員) 樹木ヲ宜ロシイ

(村田委員) 前カラ樹林ト直ホシタカラ困リマス

(渡委員) 木ガ壹貳本併ンテ居ル時ハ違フカラ宜イテハナイカ

(南部委員) 樹木トシテモ盡ル譯ニハ往キマセン

(村田委員) 無論竹林モ通入ツテ居リマスノテアリマス

(委員長) 格別ハナイカラ往キマシヨウ

(松岡委員) 此處テ其他ノ格ト直シタノハ何ウ云フ分ケカ

(今村委員) 名詞ニ使フノト形容詞ニ使フノト外ニアリマセン

(委員長) 先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第二百三十四條朗讀ス

第二百三十四條 變地タルコトノ止ミタルトキハ通行ノ權利及

ヒ償金ノ義務ハ隨テ消滅ス

要役地ノ所有者ハ未タ拂期限ノ至ラサル償金ノ六ヶ月分ヲ拂

ヒテ常ニ通行ノ權利ヲ拋棄シ及ヒ之ニ對スル義務ヲ免カルコ

トヲ得

(松岡委員) 始メノ憲法ノ制テ云フト變地ノ止ミタルトキ通行及

ヒ償金ノ義務ハ各自ニ互ニ負擔スルヲ止ムト云フノテ變地ガ止ム

ト一方通行シナケレハナラン義務モ消ヘ一方モ通行シナイカラ償

金ノ負擔ヲモ止ムトアルガ今度ハ通行ノ權利ト償金ノ義務ト從テ

消滅シテ要役地ノ人計リニ掛ツテ居ルハ如何ナルモノカ

(今村委員) 元ト原書ヲ反譯シテ斯ウアルノテ變地タルガ止ムト



キハ通行ト本人ノ償金トカ互ニ止ムトアルノテス

(松岡委員) 互ニト言フト通行ノ義務ノ方ニナリハ仕舞センカ

(今村委員) 通行ノ義務トハ言ヘンカラ通行ヲ受ケルノ義務ナレハ宜シイ通行ト云フト權利ト云ハナケレハナリマセン

(尾崎委員) 通行ノ義務ト云フノハ六ヶ敷

(今村委員) 意味ハ變ラン積リテス即チ權利ガナクナレハ義務モナクナリマス

(尾崎委員) 意味ハ分ツテ居ルガ例ヘハ畑トカ土地カラ言ツテ宜イガ家ヲモ建ツテ玄關チ眞向ニ作ツタガ處ガ裏ガ使地ナクナツテ一方ガ通レントナツタラハ困ルダロウ

(今村委員) 困ルカモ知レン

(松岡委員) 使地ニ手ヲ焼タ人ガ良ク分ルカラ妙ナモノテス

(南部委員) 斯ウ云フ類ハナイガ文字上償金ノ義務カ消滅スルト

一回限ノ義務モ消滅スルト讀ミハセンカ

(今村委員) 一回限リノテアリマスカラソウ云フ關係ハアリマセンテシヨウ

(尾崎委員) 裏カ開イタラ表ハ閉テナケレハナラント云フノハオカシイ

(今村委員) 法律ガモノヲ定メタラ必ス人民ノ幸不幸ガアリマス

(清岡委員) 大體相應スルモノヲ與ヘルトカ云フ法律ガ定メラレルテス相應スルニ定メナイト云フコトハオカシイ

(尾崎委員) 六月ハヤルニ及ハン

(村田委員) 六月ハヤツテ宜イノテス

(清岡委員) 人ノ地面ニ作テ宜ロシウ御座ルト云ツテハ酷イ

(尾崎委員) 其レ故元ノ通りニシテ返セト云フノテス

(南部委員) 彼多ニアルモノテハナイ



(尾崎委員) 先ツ宜カロウ

(尾崎委員) 袋地ノ隣ニナツタラ自分ガ損ト思ツテ居レハ宜ロシ  
イ先ヘ往キマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第二百三十五條朗讀ス

第二百三十五條 當事者ハ通行ヨリ生スル永久ノ損害ノ償金ヲ  
定ムルニ元本ヲ以テシ又ハ毎年償金ヲ拂フノ義務ヲ贖回スル  
ノ契約ヲ取結フコトヲ得

右款レノ場合ニ於テモ袋地タルコトノ止ミタルトキハ元本ノ  
半額ヲ返還ス可シ但シ此ニ異ナル契約アルトキハ此限ニ在ラ  
ス

(村田委員) 元ノトハ變ツテ居リマスガ斯ウ直タノハ何時ノ事テ  
スカ

(今村委員) 此項テアリマス

(松岡委員) ボアソナードガ直シタ文ケテスカ

(今村委員) ボアソナードガ直シタノテアリマス

(松岡委員) 下ラン條テアツタガ趣案者モ考ヘタト見ヘテ直シタ  
ノテシヨウ

(今村委員) 删除ノ建議ノ理ヲ申シマスガ元ハボアソナードガ自  
分ヲコンナコトヲ云フニ及ハント云ツテ圖ツテソウシテ若シ斯ウ  
云フコトヲ先ニ元金ヲ拂ツタナラ義務ヲ免カル、コトガ出來ルト  
當事者ガ契約スルカ成ハ始メカラ契約スルカモ知レン無論法律ガ  
禁スルコトハ出來ン、假ソウシタトキハ何ウテスカト云ハナケレ  
ハナラント云フ其時ノ爲メニ規則ヲ依ノルト云ツテ來タ、スルト  
二項ハ規則テ一項ハ二項ノ呼出ノ爲メテアリマス處ガ私ノ目テ見  
ルト例ヘハ年々五圓拂ハナケレハナラシガ時々五圓ノ貳十倍トカ



貸借ノ相場ニ因テ百圓ヤツテ年々地代ヲ拂フコトハナイト約束シ  
タ處ガ變地ヲ知ツタルトキハ五十圓返サナケレハナラントアル之  
ハオカシイカラ二三度往復シテ質問シタガ、斯ウ云フノテ返スノ  
ハ地面ノ代價ナイト始ノニ取ツタガ通行ノ義務ヲ身受シタル金テ  
アルト地面ノ價ヘテナイト云フ其義務ガナクナツテ仕舞ヘハ運窟  
上一文モ貸スコトニハ及ハンソウシテ地面ガ元ヘ返ツテ宜シイガ  
其レテハ實際迷惑スルカモ知レンカラ何ニ分力返サナケレハナラ  
ント云フ論テ何ウモ不都合ダカラ之ヲ削除シテ當事者ノ勝手ニ任  
シタ分ガ率口宜ロシイ

(尾崎委員) 日本テハ買ハシテ仕舞ヒマス

(今村委員) 買ハセルノハ悪イノテス

(尾崎委員) 勝手ダカラ宜ロシイ貳十倍モ出シテ地面モ買ハスニ  
通行權丈ケテ得テ居ルナラハ減多ニナイカラ先ツ買ヒマス

(今村委員) 契約ニ任カセル積リテ副ルガ宜ロシイ

(南部委員) 副ルガ宜ロシイ

(清岡委員) 副ルハ賛成

(委員長) 此條ガアレハ元本ヲ拂ツテ年賦テ拂ハンテモ宜イト云  
フコトカ分ルガ之ガナイト年賦テ拂フ様ニナルト見ハセンカ

(今村委員) 契約ノ自由ヲ禁シナイ以上ハ勝手ニ出來ル

(委員長) 三十三條ノ三項ニ償金ハ毎年之ヲ辨償スルトアルカラ  
ソウト見ハセンガ合意上テアレハ一時ニ拂ツテモ宜シイガ疑ヒハ  
ナイカ

(尾崎委員) ソンナコトハアリマスマイ

(樺村委員) 差支ハアリマスマイ

(委員長) 毎年分ヲ五年ナリ十年ヲ壹年分ヲ十集ノタノテナケレ  
ハ如何ト半分拂ツタラ出來ルト云フハ見ヘン様ニナルカラ此處テ



五年フリ十年分丈ケハシヨウト云へハ宜イ勿論相談付クナラハ一ケ年百圓拂へハ十年千圓拂ハナケレハナラント云フハ議論ガ起ルニ違イナイ

(南部委員) 斯ウ云フコトハ誠多ニハアリマセン

(委員長) 之ヲ制ルハ工合モ宜ロシイガ起草者ガ二十倍ヲ元金チ拂ツタモノト見テ後ハ拂ハンテハ宜イト云フ定度ガ立ツカ之ガナイト裁判官ガ其チ立テルコトガ出来ン書案ノ二十倍ニ均シキ金額ヲ拂フカラ通行權ヲ保存シテ云々トアルニソウ云フコトガ裁判官ハ定ノルコトハ出来ン當人等ノ承諾ニ因ルヨリ外ハナイ

(清岡委員) 二十倍ト云フガ率口宜シイト思ヒマス

(委員長) 二十倍トカ或ハ二ケ年トカ云フカ宜イト思フ裁判官カ法律ヲ定木トシテヤルノテアリマスカラ

(南部委員) 一項ハ益々不用テアリマス

(清岡委員) 二項ハ工合ガ悪ルイ

(今村委員) 悪イカラ削除スルノテス

(村田委員) ソウナラ制ルガ宜シイ

(委員長) 此案ナラ制ルガ宜シイ

(村田委員) 書案ナラ置クガ宜イダロウ

(今村委員) 彼レハボアソナードガ先キニ年金權ノ買戻ト云フノガアル其時二十倍ト云フノテ外ノ事ニハ地役ノ何ニテ買戻スト云フコトハナイ其レモ買戻セハ都合ガ宜イト云フ彼レカラ出タノテアリマス年金權ハ定マツタモノ之ハ地面テアリマスカラ之ヲ法律テ必スシモ二十倍ト定ノラル、カト言ツテヤツタ彼方ノハ金テ成リ立ツテ居ルカラ或ハ定ノラル、ガ之ハ法律テアツテスルコトガ出来ント云ツテ悪ルイト云ツテ替リニ斯ウ云フ事チ来シタノデアリマス



(村田委員) 代補物ノ方ガ悪イ

(今村委員) 彼地ヲナクツテモ當事者ノ相談テ人ノ地面ヲ便利ノ爲ノニヤルコトハ幾等モアリマス

(村田委員) 權利處テハナイ二十倍出シタラ大概買ヘルカモ知レヌ

(松岡委員) 取り年ニナルト賣レト云フニ賣ラント云フノハ尙ホ悪イ

(委員長) 副リマスカ

(西委員) 副テ宜シイ様テス

本條ハ删除ニ決ス

第二百三十六條朗讀ス

第二百三十六條 土地ノ一分ノ讓渡又ハ共有者間ノ分割ニ因リテ彼地ノ生シタルトキハ讓渡人又ハ分割者ハ償金ヲ受クル無

クシテ通路ヲ供スルノ義務ヲ負擔ス此義務ハ公路ノ創設ニ因リテ彼地タルコトノ止ミタルトキハ消滅ス

(松岡委員) 之ハ異議ナシ

(南部委員) 先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第二百三十七條朗讀ス

第二款 水ノ疏通、使用及ヒ引入

第二百三十七條 低地ノ所有者ハ人工ニ因ラスシテ自然ニ高地ヨリ流下スル雨水及ヒ泉水ヲ承クルノ義務アリ

人工ヲ以テ水ノ疏通路ヲ創設シ又ハ變更セシト雖モ其工事カ三十ヶ年前ニ在ルカ又ハ年月ヲ知ル可カラサルトキハ亦同シ

(村田委員) 年月ヲ知ル可カラヌハ大變ニ骨ヲ折テ分カラントアリマシタガ之ヲ宜クナリマシタ



(横村委員) 之ハ宜シイ

本條ハ原案ニ決ス

第二百三十八條朗讀ス

第二百三十八條 堤、塘其他水ヲ湛フル工作物ノ破潰ニ因リ又  
ハ水橋類ノ阻塞ニ因リ高地ノ水量ヲ増シテ衝激ヲ致シ又ハ  
方向ヲ變セントスルトキハ低地ノ所有者ハ第二百十四條ノ二  
及ヒ第二百二十二條ニ從ヒ急害ノ告發ヲ爲シ及ヒ高地ノ所有  
者ノ費用ヲ以テ其修繕ヲ爲スコトヲ得

事變ニ因リ低地ニ於テ水流ノ阻塞シタルトキハ高地ノ所有者  
ハ平常ノ疏通ニ復スル爲メノ自費ヲ以テ必要ノ工事ヲ爲スノ權  
利ヲ有ス然レトモ其義務ヲ負擔セス

(村田委員) 急害ノ告發ト云フノテハナイ急害告發ト云フノタロ  
ウ

民再一ノ二三一

(今村委員) 「ノ」ノ字ヲ刪ツテモ一向差支ハアリマセン

(南部委員) 之ハ大變ニ宜クナリマシタ

(横村委員) 宜シイ

本條ハ原案ニ決ス

第二百三十九條朗讀ス

第二百三十九條 所有者ハ雨水ノ直チニ隣地ニ落ツル如キ屋根  
其他ノ工作物ヲ設クルコトヲ得ス

(今村委員) 「敷」ノ字ガ脫シテ居リマス

(村田委員) 一項ハ刪除テスカ

(南部委員) 一項ハ起案者ガ刪除シタノテス

(尾崎委員) 之ハ宜シイ

(今村委員) 之モ此方カラ言ツテヤツテ成程重複ダカラト云フノ  
テ刪リマシタ

第一項ハ第二  
百五十二條末  
項ト重複ナル  
ヲ以テ刪除



(松岡委員) 之モ聞ハントシマスカ

本條ハ原案ニ決ス

第二百四十條朗讀ス

第二百四十條 泉源ノ所有者ハ隨意ニ之ヲ使用シ且自然ニ隣地ニ流ル可キ餘水ヲ隣人ニ與ヘサルノ權利ヲ有ス但次條及ヒ第二百九十六條ノ規定其他該泉ノ利用、收益ニ關スル行政法ノ規定ヲ妨ケス

(今村委員) 「給ス」ハ與ヘトナリマス給スルト云フ字ハ給金ノ據ニ見ヘルカラ與ヘトシマシタノヲ隣リノ人カラ水ヲ下サイト云ツテモ否ヤト云フ權利ヲ云フノテアリマス

(尾崎委員) 貴君ノ例ヲ越ス水ハ除ツテ居ルカラ流シテ下サイト云ヘルダロウ

(今村委員) 云ツテモ否ヤト云フノ權利ト云フノテアリマス日本

民再一ノ二三二

テハ一種ノ地役カアリマス井戸ヲ持テ居ル家ハ(井)ト畫テ門ニ貼テアリマス

(南部委員) 彼レハ警察カラテレヨウ

(松岡委員) 之ハ宜ロシイ

本條ハ給セサルハ「與ヘサル」ト改メ其他原案ニ決ス

第二百四十一條朗讀ス

第二百四十一條 泉源ノ水カ一町村又ハ一部落ノ住民ノ家用ニ必要ナルトキハ所有者ハ其水ノ不用ノ部分ヲ流過セシムルノ責ニ任ス

又町村ハ自費ヲ以テ水ノ集合及ヒ引入ニ必要ナル工事ヲ泉源ノ土地ニ施スコトヲ得但其工事ノ爲メ償金ヲ拂ヒ且其土地ニ永久ノ損害ヲ生セシメサルコトヲ要ス

其他町村ハ水ノ使用ノ爲メ償金ヲ拂フコトヲ要ス但三十ケ年



間無償ニテ使用ヲ爲シタルトキハ此限ニ在ラス

(渡委員) 此條ハ實ニ八蓋敷カツタノテアリマス

(松岡委員) 「一部落」ト云フ事ヲ止メテハ如何部落ト云フノハ一村ヨリ内ノ小サイモノト云フモ宜ロシイ又次ノ項ニ町村ト云ツテ居ル人民ノ集合シテ居ルニ大イノハ町村トハ見ヘナイ一部落ト云フハ

(三島委員) 部落ハ大イモ小サイモナリマス

(今村委員) 此處テハ町村ノ積リテアリマス

(松岡委員) 部落ト云フハ大イカ小サイカ知レン

(今村委員) 一町村ト云フハ近來數町村ヲ合シテ一町村トナスコトガアリマス

(渡委員) 之ハ宜シイ

(樺村委員) アル方ガ宜シイ

(尾崎委員) 幾ツモ集メテ部落ヲ成シテ居リマス

(今村委員) 又其一部落ト云フモ宜シイ

(村田委員) 村ノ内ノ一部落トハ見ヘナイ

(北島委員) 落ノ字ヲ刪ツテモ宜シイ

(村田委員) 落ノ字ヲ刪ルト其トテモ加ヘナイト愚フ御座イマス

(尾崎委員) 原案ヲ置キマシヨウ

(委員長) 宜シクハ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第二百四十二條朗讀ス

第二百四十二條 私有泉源ノ餘水カ何人ノ利益ヲモ爲サスシテ外ニ流出スルトキハ其水ノ出口ニ最近ナル住人ハ前條ニ記載シタル如ク必要ノ工事ヲ爲シ容假ニテ已レノ方ニ其水ヲ導クノ機能ヲ求ムルコトヲ得



(村田委員) 「住人」ハ元ト隣人トアツタガ隣人テ宜ロシイ

(南部委員) 隣人テ宜ロシイ

(尾崎委員) 権能ト云フノハ

(今村委員) 本當ノ権能テアリマス

(松岡委員) 容假ト云フノタカラ其レ限リテス

(尾崎委員) 其ナラハ此條ハイランノテス何時テモナラント云ツ

タラ其レ限リナラハ法律ニ據ケンテ同シアリマス

(松岡委員) 容假ト云フノハホンノ御情ケテアリマス

(今村委員) 然シ期限ヲ定メテ五年間定メテト云ヘハ出來ルノテ

(尾崎委員) 否ヤト云ヘハ如何

(今村委員) 其レ限リテス

(尾崎委員) 其レナラハ之ハ制ラウテハアリマセンカ

(清岡委員) 「求ムルコトヲ得」ト云フノハ求メラレテ否ヤ應ガ

云ヘル其時丈ク否ヤトハ云ヘンノテ其後否ヤト云ヘルノテス

(南部委員) 其時カラ否ヤト言ヘルノテス

(清岡委員) ソンナラ権能ヲ求ムルト云フノハオカシイ

(松岡委員) 容假テ云フ置イテ否ヤト云ツテモ云ヘルト云フナレ

ハ任シテ置イテモ宜シイ

(南部委員) 之ハ片食ニ物チヤルト同シコトタト註ニモアリマス

(松岡委員) テーブルニ餘ツタバソチヤルト同ジト言ツテ居ルノ

ダ

(今村委員) 法律カ是非違レトハ云ヘヌノテス

(南部委員) ソレハ云ヘヌ

(松岡委員) 今迄右ノ人ニ違ルトシテ今度左ノ人ニ違ルト云フコ

トモ出來ル

(尾崎委員) 権能杯ト云フハオカシイ、乞食ニ貰フ権能カアルノ



カ

(今村委員) 機能カアルノテス

(松岡委員) 伊太利民法ニ云々ト云フカ伊太利ニコンナコトハナ

イ

(今村委員) 要スルニ曇イテ我慢シテ、ヤル程ノ條ヲハナイ

(松岡委員) 愚切テ爾テハ何ウカ

(清岡委員) 爾ルカ良シイ

(尾崎委員) 爾ルカ良シイ

(委員長) 爾ルカ、先ヘヤリマシヨウ

本條ハ删除ニ決ス

第二百四十三條朗讀ス

第二百四十三條 水流、灌溉又ハ池ノ沿岸者ニシテ其床地ヲ所有スル者ハ家用及ヒ農工業用ニ其水ヲ使用スルコトヲ得然レ

改正

トモ其水路及ヒ幅員ヲ變スルコトヲ得ス

同上ノ流水ノ通過スル土地ノ所有者ハ右ト同一ノ需用ノ爲ノ

其地内ニ於テ水路ヲ變轉スルコトヲ得然レトモ其水ノ出口ニ

於テハ之ヲ自然ノ水路ニ復スルコトヲ要ス

右款レノ場合ニ於テモ沿岸者ハ地方ノ規則ニ從ヒ捕魚ノ權利

ヲ有ス

沿岸者ハ對岸者ニ損害ヲ及ホス可キトキハ己レノ方ニ於テ堤

防ヲ築クコトヲ得ス

(今村委員) 「捕魚」トアルハ「捕魚」ノ誤リテス

(委員長) 之ハ良ウナツタ

(村田委員) 池ト云フノハ、オカレタナツタヨウニ思フガ、流水

池杯ハ如何水流テ良シイ

(尾崎委員) 其床地ヲ有スル者云々、ト床地ヲ有セヌ者ハ水ヲ使



フコトハナランノカ

(今村委員) 行政法ヲ別ニ立テサセル積リテアリマス利根川トカ  
云フヨウナ水ノ使ヒ方ハ行政法ヲ定メル積リテアリマス

(尾崎委員) 堀割池ハ床地ト雖ニモ屬セヌモノカ幾ラモアロウ

(今村委員) 行政法ヲ定メルノテアリマス

(尾崎委員) 此所テハ床地ヲ有スル者文ケト云フノダネ

(今村委員) 左様テス

(榎村委員) 舊案トハ變リマシタネ

(今村委員) 一項ハ「ボアソナード」カ改ヘタノテス

(村田委員) 「湖」ト云フ字ヲ入レテハ如何

(南部委員) 湖水ヲ自分ガ持テ居ルノハ、ユライ、ネ

(松岡委員) 實際コウ云フ場合ハトウテモ宜シイ

(榎村委員) 前ノ方ガ能ク分ル

(松村委員) 前モ同シテス

(榎村委員) 前ノ一項ハ雖ニモ屬セヌト云フ

(松岡委員) ソレハ水丈ケテ、土地ハ屬シテ居ルノテス

(榎村委員) 一個人ニモ屬セシ水ハ流水ニ連接シタ土地ノ所有者  
其土地ハ水ノ連接ト土地トアル、ダカラ變スルコトカ出來ル

(南部委員) 私有ニモ公有ニモ屬セント云フ論モアツタカソウ云  
フコトカアルモノテナイト云フ論モアツタ

(榎村委員) 水ニ連接シタ土地ノ人ダロウ今度ノハ即チ床地ト云  
フハ川床ヲ所有スルノダロウ

(南部委員) 沿岸者ニシテ、トアル

(榎村委員) 床地ハ水ノ床地ヲ所有シテ居ルノテ、二項ニナルト  
土地ノ所有者トナルト矢張り同シテス

(委員長) 川カアツテ一方ノ側ハ自分カ持テ居ル向ウハ他人カ持



テ居ル、央テ流レテ居ルノテ、スルト水流ヲ變換シタトスルコト  
 ハ出来ヌノテ、所有地内丈ケハ轉換シテモ宜イト云フノテス  
 (北島委員) 川床ヲ所有ト云フコトカアリマスカ  
 (今村委員) アリマス  
 (北島委員) 貴君ノ土地カラ私ノ土地ヘ灌漑水ヲ引クニ三島君ノ  
 田地ヲ通テ賃フ位ヒナモノテス  
 (今村委員) 日本ニハ妙ナ慣習カアツテ餘程大キナ川テ川床カ所  
 有地ニナツテ居ルノカアリマス  
 (尾崎委員) アリマス  
 (委員長) 分テ、居ルネ  
 (尾崎委員) 沿岸者テナクシテ所有者カアルカモ知レン住居ハシ  
 テ居ランカ地券ヲ持テ居ル杯ト云フノカアロウ  
 (南部委員) ソウ云フコトヲ區別シタモノニハナイ

(委員長) 何程沿岸者テモ借家主ハイカン  
 (尾崎委員) 川床ヲ持テハ居ルガ自分ハ何所ニ居ルカ  
 (南部委員) 矢張沿岸者ダ  
 (今村委員) 沿岸者ト云フノハ川端ノ地面ノ所有者ト云フノテス  
 (尾崎委員) ソウハ腹ノマセン川端ニ住ト沿岸者テス  
 (委員長) 沿岸者ト云ヘハ權利ノ付タ人ダ  
 (松岡委員) 一項ハ實用ハ減多ニナイト思テ居レハ良シイ  
 (尾崎委員) 遊ニ水ハ只使フタノタネ  
 (松岡委員) ソレハ先へ行テ使ヘルコトカアルノテス  
 (北島委員) 床地ト爾ハス連接地ヲ所有スルト云テ良シイ、沿岸  
 者ニシテト云フト或ハニツノ所有ニ見ヘル  
 (南部委員) ニツアルノテ、沿岸者ニシテ床地ヲ所有シテ居ル人  
 タダ



(松岡委員) ソウテナイ公用ニナツテ居レハ持テ居ル居ランハ爾  
ヘヌ

(西委員) 適用ハ少イカモ知レンカ、之ヲ良サ、ウナモノテス

(村田委員) 減多ニハナカロウ

(松岡委員) 詰リ此法律ハ處文ト云フニ過キナイ

(尾崎委員) 往キマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第二百四十四條朗讀ス

第二百四十四條 前條ニ定メタル二個ノ場合ニ於テ其水ヲ有用

トス可キ沿岸者又ハ低地ノ所有者ヨリ争テ起シタルトキハ裁

判所ハ地方ノ慣習ヲ斟酌シ且衛生ノ需用ト農工業ノ利益トヲ

調和シテ之ヲ決ス

(今村委員) 「且衛生」ト云フ文字カアリマスガ歐羅巴流義テハ

私ノ衛生公ノ衛生トニツテアルガ「ボアソナード」ニ其區別シテ

アルカチ聞クニ私ノ衛生ノ今一層狭ハノタ家内ノ衛生ト云フ積リ

ト云フノテス

(松岡委員) 公ノ衛生ニハ關係ハナイノタロウ、併シ一家ノ衛生

ト云フノタロウ

(村田委員) 汚穢物ヲ流シタトカ云フコトモアロウ

(尾崎委員) 之ハ只衛生ヲ良シイ

(三島委員) 字句ノコトテスカ「其水ヲ有用トス可キ」ト云フハ

「其水ヲ利用ス可キ」ト云フ方ガ良シイヨウテス

(渡委員) 其方カ良シイ

(委員長) 利用ノ方ガ良シイ

(尾崎委員) 先ヘヤリマシヨウ

本條ハ「其水ヲ有用ス可キ」ヲ「其水ヲ利用ス可キ」ト改メ其



他原案ニ決ス

第二百四十五條朗讀ス

第二百四十五條 右流水ニ關スル取締ハ地方官ニ屬ス府縣廳ハ其流水ノ疏通、保持及ヒ魚類ノ保育ニ付キ必要ノ處分ヲ令スルコトヲ得

(今村委員) 此條ハ今度「ボアソナード」カ少シ修正シテ來タノテ、一體此條カラ下ノ四十六七八條ヲ刪タガ原案ニハ詰リ論カアレハ費用ヲ取立ルカ良シイ杯トアツタガ、此コトハ知テ仰シヤルノカ日本テハ水ヲ以テ立テ居ラン國ヲ米ヲ作ラナケレハナラン爲ノ水ヲ買ツタリスルノテ水害ヲ受ケルト官カラ金ヲ出シテ修繕ヲサセナケレハ人民ノ力ヲハ出來ヌ有様テアル、ソレヲ民法ガ此修繕費ヲ人民ガ負擔セヨト云フテ定メルハ大變ナ話テ此コトニ付テ從來政府ヲモ苦シムノテ今一ツ民法ヲユウトハ出來ヌト思フガ行

議案一、二三八

第五條ヲ削除シ第九條ニ新加シ第九條ノ一項ヲ建

民再一ノ二三九

民法ニ關テ民法ノ方ハ刪テ與レマイカト言テヤツテ、處カ刪リマセンテシタガ二三度往復スルウチ、ソナ國ナラ仕方ガナイ、ト惡口ヲ言ヒナカラ刪タケレトモ四十五條丈ケハ置クト、ナセナレハ此文ケノコトハ民法ダガ行政法ヲ動かスコトハ出來ントシナケレハナラン、悉皆讀ルコトハ出來ヌカラ此條ハ置クガ文字ハ修正スルト言テ來タ其旨意ダカラ置キマシタガ之ハ私ノ考ヘテハ其次ノ二百四十九條ハ中ニアツタ條ヲ刪タカラ並ヒタノテヌカ彼ノ方ニ「全國又ハ一地方ノ公有ニ屬ス水ノ使用ハ行政法ヲ以テ規定ス」トスルト此方ハ「全國一地方ノ公用ニ屬スケレトモ取締トカ水ニ何ヲ設ケルコトハナラントカ云フコトハ大變ニ困難物デアリマス、原書ニハ地方官ニ屬ストアリマスケレトモ、地方官ト云フト日本テハ縣知事或ハ郡長モ進入テ居ル斯ウ云フ水ノ取締權利マテ民法ガ定メルハ宜シクナイ、ソレヲ矢張行政法ヲ宜シイタロウ、

日本學術振興會



ソレテ條ヲ別ニスルニ及ハン二項ヲ併セテ良シイ、行政法テ定ノ  
ルト云フ丈ケニト云フ考ヘテ此所ニ删除シテ四十九條ノ二項  
ニ置キ度イト云フ建議テアリマス

(栗塚委員) 此條ノコトハ實ハ昨日休日前テアリマシテ民法ノ報  
告委員ハ忙シイカラ、調ヘハシタガ實ハ昨日ノコトテ未タ時モナ  
シ又出ス前ニハ再調査委員ニ相談モスルガ未タ其レモ御座イマセ  
ンノテ、ソレテ報告委員一同ノ説ハ二百四十五條ハ此儘ニ欲シイ  
二百四十九條ノ二項トサレルコトナラ寧ロ二百四十九條ト異ナラ  
ン、ダロウケレトモ二百四十五條ニ置タカ必要カ、右流水ニ關ス  
ル取締ト云フハ二百四十三條ニアルノテ、勿論今日ニ取テ日本ノ  
行政法ハ甚タ不完全テ舟後ノ通スル川通セヌ川トノ區別ハ充分ナ  
ラズ内務省ヘ問ヒ合セマシタニモソウ云フノテ、大變大キナ川デ  
川床ノ私有地カアル又小サイ川テモ公有モアルヤラ外國風ノ區別

民再一ノ二四〇

ハナイ、流水ニ關スル取締ニ關スル取締ナレハ地方官テヤツテ然  
ル可ク今日ノ姿テ見レハ取締トコロ、テハナイ未タ暗ヒ權力チ地  
方官カ持テ居ルカラ、併シ之ハ他日ハ今日得ル居ル權力ハ地方官  
ニハ持タヌタロウガ水ノ取締丈ケハ何所ノ法律モ地方官ガ持テ居  
ルヨウテアリマス、ソレテ此四十五條ヲ置イタ爲ノニトウ云フモ  
ノカ生スルカ、行政法ニ書クニ及ハンノテ行政法ニ關ハンテモ水  
ノ取締ハ地方官カ持テ居ルノハ仕合テアリマス、之ヲ書ンテ置ク  
ト水ハ誰レガ取締ルカ取締カ付カント云フヨリモ又行政法テ定メ  
テモ良シイカ之ヲ四十九條ヘ繰込ムヨリ矢張四十五條ニ立テ置イ  
テ良シイト云フ報告委員一同ノ説テ御座イマス

(南部委員) 私ハ一説アリマスガ、私ハ四十五條ハ删除ト云フノ  
テス、ナセナレハ此二百四十三條ノ水ニ關スルコトニ於テハ既ニ  
使用ノコトモ民法テ規定シ或ハ地方ノ規則ニ從ヒ捕魚ノ權利ヲ有



スマテ四十三條ヲ規定シタ、而シテ見レハ取締ノコト丈ケノ話テ  
アリマスカラ四十五條ヲ置クノ要用ハナイ

(今村委員) 報告委員ノ説ハ聞カンガ報告委員ノ方ハ私ノ説ト觀  
斷シテ居ルカラ今一應申スガ私ハ之ヲ大體ハ行政法ノ方へ送り付  
ケナケレハナラント考ヘテハ居ルガ、府縣廳ニ存スルコトヲ得、  
トソレカラ地方官ニ屬スト云フノハ愚イ、何セナレハ保持ニ付テ  
制スルコトヲ得ト云フト水ノコトハトウシテヤツテ居ルカ實際ハ  
土功會或ハ府縣會ト云フモアルガ、縣令ハソウ權限ヲ持テ居ルヨ  
ウタカ實際ハ持チマセン、爲メニ水ニ付テ始終苦情カアツテ縣令  
ノ專斷テ仕事ハ出來ス必ラス官カラ金ヲ與フルモノカ大キナ川ハ  
カリテハナイ小サイ川テモ町村ノ費用ニモ補フルコトカアル、之  
ニ付テモ既ニ内務省テモ幾回カ會議チシテモ金ヲ出セハ完イ規則  
モ出來ルガ元來金ヲ減少シヨウト云フタカラ規則カ立マセン今日

民再一ノ二四〇

ノ有様テス、仍テ水ノ疏通保持杯ハ之ヲ縣廳カ致シマシタ、ソレ  
ヲ民法テ權限ノコトヲ一々定ヌルハ以テノ外ト思フ、ト言テ民法  
ヲ棄テ置クコトハ出來ヌカラ送り丈ケ付ケテ置イテ良イト云フ考  
ヘテアリマス

民再一ノ二四一

(栗塚委員) 我々モ矢張詰ヒ人ノ權利ヲ忌ムノテハナイカト云フ  
自身ノ庭ノ内ヲ通ル川ハ床地ヲ所有スル者ハ工業用ニ使用スルモ  
水流ヲ變シテモ宜シイ併シ出口ヲ保護シナケレハナラン小サイ川  
タカラ府縣廳トアリマスガ今日ハ國分郡役所方リテ出來ルノテ日  
本テ大切ト云フ程ノ川ノ取締ハ行政法テ良シイカ賦ニ小サイ川テ  
ソレモ一私人ニ屬シテ居ル川ト云フ丈ケハ斯ウ書イテ御了解ニナ  
ツタナラハ私ハ四十九條ノ權衡トハ土產達タモノテ、二百四十九  
條ハ公有ニ屬スカラ行政法テ定メテ然ル可ク私有ニ屬スモノハ民  
法テ當然ト云フハ報告委員テノ歸着シタ處テアリマス



(今村委員) 報告委員ハ見解ヲ誤ツタト思フ、佛蘭西トハ違ヒ日本テハ床地ハ私有地テアルカ必ラスシモ小サイモノテハナイ大キナモノモアリマス、ソナ物ガ定マツタ後ハ宜シイ

(松岡委員) 實ハ分ランネ大臣サンノ別荘ニ流レテ居ルハアレモ私有テハナイタロウ

(栗塚委員) 水ハ私有テハナイ、公有テアリマス

(松岡委員) スルトアレトモ之ニハ進入ランノテ、實ハ四十三條テ水ハ公有テソウシテ又誰ガ權利ヲ持テ居ルノテモナイ、マテ取除ケ川床ヲ持テ居ル水ト云ヘハ四十三條ノ方ニ適用スル杯ハ悉ラクハアリマスマイト思ヒマスソコニ捕魚ダノ堤防建築ハ地方官カ構フ杯ハ御大層ト思フ既ニ水ガ公有トカ云フナレハ大分大キクナルガ水ハ公有テナイ私有ノ川床ト云フノナラ溝ノ如キ小サイモノヨリ外ハアリマセン

(渡委員) 二百四十五條ハ罰テモ良カロウ

(尾崎委員) 要スルヨウテス、若シ地方官ニ構セルコトニナレハ行政法テ構セルテ宜シイ

(今村委員) ソウテス此所テ權限ヲ定メルハ困テ仕舞フ

(栗塚委員) 之ヲ御容レナサラズ民法ノ出來ル時分行政法ガ出來レハ仕合ダガ左モナイト此所ニアツタ方ガ都合ガ良イト云フノテス

(尾崎委員) 行政法ガ出來ルモノト見テ雷テ居ルノテス

(今村委員) 現ニ行政法ガアルノテ、アレテ改正スルノテス

(委員長) 現今地方官ニ屬シテ居ルノテ決シテ法律テ内務省テシナケレハナランコトハナイ内務省ノ訓令カ何カテヤルニハ伺ヒカナケレハナラン

(松岡委員) 水ガ公有ニ屬シテ居ラン程ノ川ハトウシヨウカ



(委員長) 水ノ流ル、ハ皆公有テアリマス

(南部委員) 公有ニ屬セハ四十九條ヲ行クノテス

(委員長) 水ノ私有ニ屬スト云フ譯ハナイ

(南部委員) ソウナルノテス

(委員長) 流ル、水モ公用ダロウ

(南部委員) 公有テハ御座イマセン

(栗塚委員) 南部サンソレハ往カン四十九條ノ水ト四十三條ノ水ト同シト云フコトハナイ

(松岡委員) ソレハ違フ

(南部委員) 違フカラ之ハ導入ルト云フノテス

(清岡委員) ナイ方ガ良カリソウテス

(村田委員) 四十五條丈ケ測テ置タカ良シイ

(今村委員) 併シ何方測テ置カント困リマス

(南部委員) トウシテ困ルカ四十三條ニ水ノ使用ノコトモ規定シテアルネ、ソウシテ捕魚ノコトモ規定シテ居ル堤防ノコトモ規定シテ居ル四十三條ハ水ノコトハ充分テ四十九條ハ公流ノ水ダカラ其水ノ使用ハ何テ定メルカ民法テハ定ノラレナイカラ行政法ニスルノテス

(今村委員) 水ノ保持ト町村ノ規則ハ誰カ持ユルカ

(南部委員) ソレハ僅カナモノテス

(栗塚委員) 全國又一地方ノ水トハ云ヘス、全國又ハ一地方ノ公有ニ屬スル床地ノ水ノ使用及ヒ取締ト云フノテス

(南部委員) ソウテスカ

(栗塚委員) ソウテス川床ハ私有テモ流ル、水丈ケハ公有ノコトカアリマス

(松岡委員) ソレハアリマスマイ



(栗塚委員) アリマス、ソレデヤニ依テ水流ニ復スルコトヲ要ス  
ダ

(松岡委員) 皆カ使フカラ公有ト云フノタ

(栗塚委員) 私有トハ云ヘヌ、私有ト云フト一私人ガ使フカモ知  
レン

(南部委員) 二十四條ハ公有テヌカ

(栗塚委員) 水ハ公有テアリマス

(松岡委員) ソレハオカシイ

(村田委員) 四十三條ノ水ハ私有ダ

(栗塚委員) 昔羽ノ大臣サンノ庭ヲ流ル、水ヲ洗濯シテモ足テ洗

テモ構フニ其水タルヤ公有カ私有カナレハ決シテ床地ヲ所有シテ  
居ルニモセヨ彼ノ水ハ私ニ使用ガ出來ルノテアリマス

(今村委員) 「ボアソナード」ノ原案ハ之ヲ再調査スルニ種々困

ルコトカアルカラ聞キニ違タ處カ自分持テ居ルノカ一番確カト云  
フ返辭ヲ來マシタ、處カ原案ヲ持テ見ルト此條ハ違テ居ル、第四  
十九條テハ全國又ハ一地方ノ公有ニ屬ス水ノ外縣又ハ町村ノ私有  
ニ屬ス水ト云フモノカ加ハツテ居ル、ソレカラ其取締ハ行政法ニ  
從テ中央政府府縣廳又ハ其他ノ地方官ガ定ノルトアル、ノテヌ  
(委員長) 水ノ私有ト云フハ良クアリマスマイト思フ

(松岡委員) 私有ニ非ラスハ悉ク公有カ、ソレナラ誰カ使テモ構  
ハヌカ、ソレハソウハ往カン、此所ヲ流レテ居ル間ハ外ノ人間ニ  
ハ使ハセント云フハ公有ニ非サレハ往カン假令ハ田地ニ灌漑シテ  
置イテ餘リノ水ハ取レルガ灌漑ヲ替イテ居ル間ハ水丈ケハ取ルコ  
トハ出來ン

(委員長) ソウテシヨウ

(南部委員) 二十三條テ、道路堤防舟若クハ筏ノ通スヘキ川又ハ



堀割及ヒ床地トアリマスカラ、ソレテ舟筏ノ通セヌハ私有ト謂テ居リマス

(委員長) 流レル水チ云フノテハナイ

(松岡委員) 流動スル水ノ上カラ云フト誰ノ私有トハ云ヘヌガ畢竟水ニ付キ公有私有ノ區別ハ權原ヲ定メタ丈ケテアリマス、山カラ出ル水カ在ル山ハ官有テモ何テモ天然ニ流レテソコヘ道チ付ケルネ、用水路チ付ケルト用水路ニ居ル間ハ水ガ其所ニ用水チ遣タ人カ占有スル權ガアツテ他人カラハ水ハ誰ノ被レノト云フコトハナイカラ己レカ使フト云フコトハナイ、私有ノ水トハ云ハセント云テモ占有權カアルカラ自カラ其所ニ居ル間ハ所有權ガアル姿チス

(委員長) 併シナカラ其水ハ自分ノモノテ人ニ使ハサント餘リチ使ヘハ價ヒチ出セトハ願ハン

民再一ノ二四五

(松岡委員) ソウテスガ、其所テハ使ヘマセント云フコトガ出來ル

(委員長) 用水ノ用チ足スハ自分チカ

(松岡委員) ソレハ皆使テモ宜シイ

(南部委員) 註ニ無主物ハ之チ共用スルコトガ出來ルトアルノテ公有トハ違フ

(委員長) 公有ニ屬ス水杯ト云フ水ニ名チ付ケルノハ良クナイト思フ

(松岡委員) 併シ水チ除ケルト川カ無クナルノテ、水ト云フモノハ其在場所ニ依テ使用カ出來ルヤ否テ場所ハ舟筏ノ通スルトキハ何チ自己ノ地面中或ハ共有ハ公有ノ反對シタモノテアリマス

(栗塚委員) 公有ト云フ字チ何ウ云フ風ニ御了解ニナツテ居ルカ知レンカ公有ト云フノハ公路ト謂タモ同シテアリマス公共ト云フ



意味ヲ即チ私有ノ反對テアリマス

(渡委員) 「ボアソナード」ノハ何ト云フノテスカ

(今村委員) 簡單ナ翻譯テ「全國又ハ一地方ノ公有又ハ私有ニ屬スル水ノ使用及ヒ取締ハ行政法ニ從ヒ中央政府府縣廳其他ノ地方廳ニ於テ之ヲ規定ス」トアリマス

(委員長) 私有ニ屬スルハオカシイネ

(村田委員) 「行政法ヲ以テ之ヲ規定ス」テ宜シイ

(尾崎委員) ソレテ良シイ

(渡委員) 兎ニ角四十五條ヲ刪ルヤ否ヲ定メマシヨウ

(今村委員) 四十五條ヲ決スル前ニ「ボアソナード」カ入レテ來タモノカアリマス之ヲ入レテ置イテ下サイ

(渡委員) 刪ルトシヨウ

(今村委員) スルト、四十九條ノ一項チ「全國又ハ一地方ノ公有

又ハ私有ニ屬ス」トヤリマス

(委員長) 刪テモ宜カロウトウ云フ理由テ刪ルノカ

(南都委員) 先ヘ入レルト云フノテス

(委員長) 此所ヘ入レルトナセ愚イカ先ヘ入レルトナセ良イカ

(今村委員) 先刻カラ論シマシタガ私カ此刪除ト云フハ民法ヲ此原則ヲ定メルノハ良クナイト思フノテ、只行政法ヲ定メルト謂タラ良イト云フ考ヘテアリマス

(渠塚委員) 置クト云フ方ハ四十三條ハ水ハ特別ダト云フノテ四十九條ハ治クテ云フノテ四十五條ハ單ニ取締ハ行政法ヲ定メテモ勝手ニハ往カン今日水ニ關スル規則ノ不完全ナ世ノ中ニ此一條ガアレハ効能ガアロウト云フノテアリマス四十三條ヲ置ク以上ハ從テ四十五條ヲ置クノハ當然ト云フ説テアリマス

(委員長) 府縣廳テヤル方法モアロウ又中央政府カラヤル方法モ



アロウシスルカラ現在ノ施行上ニ抵觸スル恐レカアロウト云フノ  
カ又ハコンナコトヲ定メル可キテナイト云フノカ、置カナケレハ  
ナラント云フナレハ行政法ヲ定メルト云テハ効能ノ無イ話テ何方  
ニシテモ行政法ヲ定メナケレハナラン

(今村委員) 民法カラ許シテ與ヘナケレハナラン

(委員長) 許テ與ヘナクツテモ、ヤレンコトハナイ府縣廳テヤツ  
テ居ラン處ハ何所ニアルカネ、現在ノ儘ト思フ四十五條ハ關ハン  
コトテ今ヤツテ居ルノカアルノテ府縣廳ニ任カセラレナイト云フ  
コトナレハ別段ダガソウテナケレハ府縣廳テヤツテ居ル儘タカラ  
敢テ害カ無ケレハ置イテハ何ウカ

(今村委員) 水ガ漠然ノ水テアリマスカラ害ガアル、

(栗塚委員) 假令ハ四十三條ハ民法ノ水ソレカラ四十九條ハ行政  
法ノ水テ、水ニ二種アルノテ、行政法ニ任カセル水ハ行政法ヲ關

民再一ノ二四七

フカ可イ、民法テハ取締ハ誰ニ屬スト云フカ可イ、此所テハ四十  
五條ヲ置ケト云フノテ水タルヤ都テ民法ノ水行政法ノ水テモ行政  
法ヲ定メナケレハナラント云フ説ト四十三條ノ水ハ民法中ノ水ダ  
カラ取締法ヲ定メテ置イテモ良イト云フ、之ガ議論ノ問題テアリ  
マス

(尾崎委員) 良シ、地方官ニ任カセルニシテモ民法ニハ斯ノ如キ  
コトヲ書ク可キテハナイ

(栗塚委員) 民法ヲ新ウ云フ水ガ出來タカラ行政法テハ氣カ付ク  
マイ、何セナレハ民法ヲ作タモノテアリマスカラ後ノ通スル水ト  
一般ニ使用スル水、ソレハ行政法ヲ定メルカ當然ト云フノテアリ  
マス

(尾崎委員) 四十九條ノ公有又ハ私有ニ屬スト加フレハ脱ケルト  
云フコトハナイ



(栗塚委員) 大キ方ノ川ハ行政法ヲ支配シ小サイ方ノ川ハ二百四十三條ヲ定マツタモノタカラ、ト云フノテス

(尾崎委員) 民法ヲ定メタト云フガ、元トカラアルノテ關係スル分ヲ書イタノダカラ、取締法ハ行政法ニ屬モ構ハヌ

(村田委員) 民法ヲ縣廳テヤレト云ハヌ方カ良シイ

(栗塚委員) 四十三條ノ水ハ行政法ヲ定メル水カ

(村田委員) 行政法ヲ定メルト云フコトハナイ、只水ノ使用トカ云フコトハ即チ府縣廳ヲ規則ヲ定メテ、宜シイ府縣廳ハ即チ行政ノ一分テアリマス

(松岡委員) 私有ト雖カ定メルテハナイ

(栗塚委員) 其水タルヤ行政法ヲ以テ支配スル水カ或ハ民法ヲ以テ支配スル水カト云フノテス

(松岡委員) 使用ハ書イテアル通りテス

民再一ノ二四八

(栗塚委員) 即チ民法テアリマシヨウ、ソレテ取締法ハ何テアリマスカ、貴君方ハ行政法ニ書クト云フノテシヨウガ、私ハソレハ民法中ニ掲ケテ良イト云フノテス

(松岡委員) 行政法、ト只關テ居レハ裁判官ガ知ルコトガアルト云フノカ

(栗塚委員) 裁判官ハ知ランコトハアリマセン

(松岡委員) ソレナラ良イテハナイカ

(栗塚委員) 抑モ行政法テスルト云フコトハ注意セヨ、ト云フノテ行政法ヲ取締法ヲヤツテ、分ランモノカ若シアル以上ハ雖カ取締チスルカ即チ行政官カスルト云テ當然ダロウ、

(松岡委員) 小サイモノダカラ取テ行政法ヲ待ント云フノカ

(栗塚委員) 左様テス

(渡委員) 刪除説提出ト維持説ト兩説トモ通ノ存スルコトモアル



ガ到底何時マテモ際限カナイカラ委員テ決スルヨリナイテシヨウ  
 (委員長) 委員方ニ申シタイノハ、四十五條ヲ刪テ四十九條ヘ入  
 レルト四十五條ハイラント云フ、全テ不要ト云フナラ別テス、殊  
 ニ府縣廳ト云フノニ名ヲ付ケテ四十九條ニ入レルナレハ順序カ粟  
 塚ノ言フ通り民法上テ定ノル水ノ取締リナリ又事柄モ府縣廳テ今  
 日處分シテ居ル、ソレナラ府縣廳テ定ノルトシテ起案者ノ旨意モ  
 通り私モ差支ナイト思フ、又差支アルナレハ證據ヲ擧ケテスレハ  
 兎モ角モ、成リ丈ケナラ元トノ通りカ良シイト思フ  
 (南部委員) 刪除セン以上ハ何方等テモ多數ニ從ヒマス  
 (村田委員) 私有ト云フ字カ遺入レハ二項ハイラン  
 (南部委員) 一地方ノ私有テアリマスカラ  
 (今村委員) 二百四十五條ハ必ラス刪除テハナイ、行政法ニ代ヘ  
 ルナラハ四十九條ニ行政法トアルカラ合シテ良シイト云フノテス

(委員長) 疏通ト保持ト取締ト云フコトハ縣廳ニ任カセンテハ出  
 來ス縣廳モ權限ヲ縣長ヘ任カセルモ良シイ  
 (栗塚委員) 小サイコトト云フノハ四十三條ヲ御覽ナサルト、如  
 何ニモ後ノ通スヘキ川ハ行政テ定ノルハ必要テナイ  
 (今村委員) 四十五條ハ原案ノ儘テスト民法ガ行政廳ニ直チニ委  
 ネルノテアリマス  
 (栗塚委員) 左様直接ニ民法ガ委ネルノテアリマス又委ネテ良イ  
 ト云フノテス  
 (尾崎委員) 外ニ府縣廳ヘ委ネルコトカアルカ  
 (栗塚委員) アリマシヨウ、通窟カラ云フト當然テアリマス再調  
 査委員モ、何所マテモ刪ラナケレハナラント云フノテナイカラ有  
 テモ無クテモト云フノテアリマスカラ報告委員四人ノ説ヲ御助ケ  
 ナスツテ下サイ



(村田委員) 私ハ其方ノ説ニ從ヒマシヨウ元ト之ヲ通タノタカラ  
ネ

(渡委員) 我々ハ副リ度イ

(樺村委員) 副レマセン

(西委員) アツテモ決シテ悪クハナイ

(委員長) 良ウ御座イマシヨウ、副ル説ハ尾崎一人ダロウ

(南部委員) 「築堤」ハ副リマシヨウ

(尾崎委員) 「築堤」ハ副テ良シイ

(松岡委員) 置イテモ宜シイ

(南部委員) 「築堤」ヲ置クナレハ下ヘ置ク「流水築堤」ハオカ

シイ

(村田委員) 「疏通」サヘアレハ良シイ

(委員長) 保持ハ築堤ニ進入ランネ「築堤」ハ副リマシヨウ

民再一ノ二五〇

(村田委員) 「府縣廳」トアルハ「地方廳」トヤツテハ如何北海  
道ノ道廳ト云フノカアルカラネ

(北島委員) 「地方廳」カ良シイ

(委員長) 「地方廳」カ良シイダロウ

(今村委員) 地方廳ト云フハ何ヲ云フカ意味ハ郡廳ハ地方廳カ

(村田委員) 郡長モ地方官ト云フ、カラ「地方廳」ト云フテ置キ

マシヨウ

(松岡委員) 「ボアソナード」ハ皆地方廳ト書イテ來テ居ル

(今村委員) ソウ「ボアソナード」ノ考ヘハ小サイ所マテ及ホス

考ヘテアリマス戸長役場マテ行クカモ知レン

(樺村委員) 上ハ地方官ダロウ

(今村委員) 地方廳デアリマス

(委員長) 良ケレハソレテ先ヘヤリマシヨウ



本條ハ「其流水ノ築堤疏通」ト起案者ヨリ改ノ而シテ委員會ニ於テ「築堤」ヲ削リ「地方官」ヲ「地方廳」ト「府縣廳」ヲ「地方廳」ト改ノ其他原案ニ決ス

第二百四十六條、第二百四十七條、第二百四十八條（刪除）

第二百四十九條朗讀ス

第二百四十九條 全國又ハ一地方ノ公有ニ屬スル水ノ使用及ヒ取締ハ行政法ヲ以テ之ヲ規定ス

第二百四十三條ニ掲ケタル水ノ疏通、保持及ヒ其魚類ノ保育ニ付テモ亦同シ

（村田委員） 二項ハ無論刪ル

（尾崎委員） 「公有又ハ私有」ト云フハ導入ルノカ

（南部委員） 之ハナケレハナラン

（松岡委員） 良シイ

本條ハ「全國又ハ一地方ノ公有又ハ私有ニ屬スル水ノ使用及ヒ取締ハ行政法ヲ以テ之ヲ規定ス」トシ第二項ハ刪除ス

第二百五十條朗讀ス

第二百五十條 自己ノ土地外ニ在ル天然又ハ人工ノ水ヲ用ユル權利ヲ有スル所有者ハ家用又ハ農工業用ノ爲メノ賃金ヲ拂ヒ中間ノ土地ニ於テ其水ノ通過ヲ要求スルコトヲ得

（松岡委員） 「天然」ヲ「自然」トシテ良シイ

（今村委員） 之ハ「天然」ノ方良シイ

（松岡委員） 人工ヲ用ユル水ト自然ノ水トアルカ

（今村委員） 人力流シテ遣ルハ自然テ良シイ

（三島委員） 天然カ良シイテシヨウ

（尾崎委員） 天然モ自然モ異ナツタコトハナイ

（松岡委員） 人工ニ選ラスシテト云フ、自然ト云フナレハ此所モ



同シタ「天然又ハ人工」ト人工ニ依ラスシテ落チル水ハ何ト云フ  
天然ト云フダロウ

(今村委員) 菓物ヲ得タカ耕作モ何モセヌ天然テアリマス

(横村委員) 天然テ良シイ

(尾崎委員) 水ヲ用ヒル權利ヲ有シテ居ル者ハ償金ヲ拂ハンテモ  
宜シイタロウ

(南部委員) 元トノト雖トモ變ハリハセン

(村田委員) 能ク分テ居ル

(委員長) 宜ケレハ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第二百五十一條(刪除)

第二百五十二條朗讀

第二百五十二條 低地ノ所有者ハ浸水地ノ排洩又ハ乾涸ニ由ル

水ノ疏通ノ爲ノ及ヒ家用又ハ農工業用ノ餘水ノ排洩ノ爲ノ公路  
公流又ハ下水道ニ至ルマテ其通路ヲ供スルノ責ニ任ス

家用又ハ農工業用ノ爲ノニ變質シタル水ノ通過ハ地下ニ於ケル  
ニ非サレハ之ヲ要求スルコトヲ得ス

(委員長) 五十一條ハ起案者カ關タノカ

(今村委員) 左様テス

(村田委員) 之モ良シイ

(松岡委員) 先ヘヤリマスカ

本條ハ原案ニ決ス

第二百五十三條朗讀

第二百五十三條 水ノ通路ハ成ル可ク承役地ノ損害少ナキ場所  
ニ之ヲ設タルコトヲ要ス

如何ナル場合ニ於テモ建物ノ下ヲ經又ハ住家ニ連接シタル處



圖ヲ經テ水ノ通過ヲ要求スルコトヲ得ス

(渡委員) 此所ハ喧シカツタ

(尾崎委員) 家ニ接シタル庭園ト云フト一町モ離シテハナランカ

(尾崎委員) 中庭ノコトタ

(尾崎委員) 庭ハ家ニ接シテ居ルノテス

(南部委員) 實際一方ガ宜イト云ヘハ差支ハアリマスマイ

(横村委員) 宜シイ

本條ハ原案ニ決ス

第二百五十四條朗讀ス

第二百五十四條 水ノ通路ニ必要ナル工作物ノ築造及ヒ保持費

用ハ其工作物ニ付キ利益ヲ得ル所有者之ヲ負擔ス

(松岡委員) 之ハ良シイ

本條ハ原案ニ決ス

一句制  
除建議

第二百五十五條朗讀ス

第二百五十五條 承役地ノ所有者ハ其土地ニ存スル水路ヲ要役

地ニ出入スル水ノ全部又ハ一分ノ通路ニ供スルコトヲ得但從

來其堀割ヲ通過スル水カ要役地ニ供シタル水ヲ費スルノ性質

ナラサルトキニ限ル

又承役地ノ所有者ハ其土地ニ要役地ノ所有者ノ爲シタル工作

物ヲ右ト同一ノ條件ニ從ヒテ水ノ通過ノ爲ノ使用セント請求

スルコトヲ得

右款レノ場合ニ於テモ他人ノ爲シタル工作物ヲ使用スル者ハ

自己ノ利益ノ割合ニ應シテ其築造及ヒ保持ノ費用ヲ分擔ス

(三島委員) 水路ト云フノ御座イマスガ之ハ「堀割ト」シテ良イ

ノテアリマス

(村田委員) 之ハ堀割ヲナケレハナリマセン



(南部委員) 宜シイ

本條ハ「水路」ヲ「堀割」ト改ノ其他ハ原案ニ決ス

第二百五十六條朗讀ス

第二百五十六條 第二百四十三條第一項ニ從ヒ流水ヲ使用スルノ權利ヲ有スル所有者ハ堰ヲ設ケテ水ヲ高ムルノ要用アルトキハ價金ヲ拂ヒテ其堰ヲ對岸ニ支持セシムルコトヲ得  
同一ノ權利ヲ有スル對岸地ノ所有者ハ前條ニ記載シタル如ク費用ヲ分擔シテ右ノ堰ヲ使用スルコトヲ得

(尾崎委員) 宜シイ

(委員長) 宜シケレハ先キへ行キマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第二百五十七條朗讀ス

第三款 經界

第二百五十七條 凡ソ相隣者ハ地方ノ慣習ニ從ヒ樹石杭棧ノ如キ標示物ヲ以テ其邊接シタル所有地ノ界限ヲ定メント各自ニ強要スルコトヲ得

(南部委員) 各自ト云フ字ヲ報告委員ノ方テ互ニト云フ方ガ良イト云フ説テアリマスカラ報告委員ヲ代表シテ申マス

(今村委員) 互ニト云フト此方カラ言フト同時ニ向ウカラモ言フト云フニナルカラ

(南部委員) ソウテハナイ必ラス兩方カラ一緒ニヤラナケレハナラント云フノテハナイ、各自ト云フト並ンテ居ル者ガ一人々々ト云フヨウニ聞ヘル

(村田委員) 各自テ宜シイヨウテス、私ハ之ニ抗溝ト云フノチ入レタイ

(尾崎委員) 溝ヲ互ニ強要シテハ困ルネ



(委員長) ノ如キト云フノカアルカラ良シイテハナイカ、之ハ「互ヒ」ノ方カ良シイト思フカドウカ

(松岡委員) 私ハ「互ニ」ニカ良シイト思フ

(委員長) 「互ニ」ニ致シマシヨウ、先ヘヤリマシヨウ

本條ハ「各自」ヲ「互ニ」ト改ノ其他原案ニ決ス

第二百五十八條朗讀ス

第二百五十八條 經界訴訟ハ建物ニ付キ及ヒ垣柵等ノ圍障アル

土地ニ付テハ行ハレヌ公路又ハ公流ニテ隔テタル土地ニ付テ

モ亦同シ

(尾崎委員) 之ハ良シイ

本條ハ原案ニ決ス

第二百五十九條朗讀ス

第二百五十九條 經界訴訟ハ協議上又ハ裁判上ニテ界限ノ定マ

ラサル間ハ何時ニテモ之ヲ行フコトヲ得

經界ノ訴ニ付キ被告カ原告ノ土地ノ全部又ハ一分ニ對シ取得

時効又ハ一个年以上ノ占有ヲ申立ツルトキハ原告ハ先ツ回復

又ハ回收ノ訴ヲ爲スコトヲ要ス

(南部委員) 「何時」ニテモ時効ニ罹ルコトヲ得ス「ト云フ」ノヲ御

改ヘニナツタカ同シ理窟テシヨウ

(今村委員) 同シテス

(南部委員) ソンナラ元トニ復シタイ「何時」ニテモ「ト云フ」ト輕

ク聞ヘルカラ「時効」ニ罹ルコトナシ「テ良シイ

(尾崎委員) 一ケ年以上占有シテ居ルト界限ヲ立ラル、ノカ

(松岡委員) 境界ノ争ヒカ起ルノテス

(今村委員) 境界ノ争ヒヨリ先ツ占有ノ争ヒチ片付ケテ來イト云

フノテス



(尾崎委員) 取得時効ト云フノカ

(南部委員) 占有ノ時効力定マルノテス

(南部委員) 更新スルコトカ出來ルタロウ

(南部委員) 取得時効ヲ申立ルトキハテス

(松岡委員) 此方カラ、シテ時効ヲ申立テモ款目ト云フト訴訟ニ

ナルノタ

(清岡委員) 時効ヲ得テ居レハ出來ント云フノ論ガ起ル

(尾崎委員) 經界訴權ヲ回復スルコトカ出來ルタロウ

(南部委員) 出來ン

(樺村委員) 「時効ニ權ルコトヲ得ス」ノ方カ宜シイ

(尾崎委員) 其方カ良シイ、時効ハ別ノヨウニ、殊ニ依ルト思フ

(委員長) ソレテハ其チヤルカ

(松岡委員) トウテモ宜シイ

(南部委員) 「時効ニ權ルコトナクシテ」カ

(尾崎委員) 「時効ニ權ルコトナシ」カ

(南部委員) ソレテ良シイ

(渡委員) 一體「得ス」ト云フノハ權カテナイ

(南部委員) 「ナシ」テ良シイ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ「時効ニ權ルコトナシ」ト改ノ其他原案ニ決ス

第二百六十條朗讀ス

第二百六十條 經界ハ界限ノ確定セサルトキ又ハ爭論アルトキ

ハ所有權ノ證書ニ記載シタル坪數及ヒ界限ニ從ヒテ之ヲ爲ス

其證書ナキトキハ之ニ代フルニ足ル他ノ證據又ハ書類ニ依リ

テ之ヲ爲ス

所有權ニ付キ爭論アルトキハ豫メ其裁判ヲ受クルコトヲ要ス

(松岡委員) 「證書ニ記載シタル坪數云々」ハ訴訟ヲ決スルト云



へハ宜シイノタ

(清岡委員) 之ハイランテハナイカ、人チ馬鹿ニシタヨウナ條ヲ  
ハナイカ

(南部委員) 何ウ云フ譯ケテス

(清岡委員) 裁判法ヲ教ヘナクテモ宜シイ

(南部委員) 處ガ、間違ヒマシヨウ經界ノ訴ヘタカラ所有權ノ證  
書ハ悪ハナイカト云フ疑ヒガアルカモ知レン

(清岡委員) ソンナコトヲ云フト一體裁判スルコトハ悉ク書カナ  
ケレハナラン

(尾崎委員) 經界ノコトヲ定メタ爲ノニ所有權ガ定マツタヨウニ  
ナツテハ往カンカラダ

(西委員) 之ハ良シイヨウテス

(尾崎委員) 良ササウテス

本條ハ原案ニ決ス

于時正午十二時

午後零時四十五分開會

第二百六十三條朗讀ス

第二百六十三條 當事者カ協議ヲ以テ界限ヲ定メタルトキハ適  
宜ノ方式ニ從ヒテ其證書ヲ作ルコトヲ得此證書ハ坪數及ヒ界  
限ニ付キ各當事者ノ利害ヲ問ハス確定名義ノ効チ有ス  
當事者ノ協議ハサルトキハ判決ヲ以テ坪數及ヒ界限ヲ定メ其  
裁判書ニ圖面ヲ添フ此圖面ニハ界限ヲ指示シ且各界標ノ距離  
及ヒ其近傍ノ移動ナキ目標ト各界標トノ距離ヲ記載ス

(尾崎委員) 「確定名義ノ効チ有ス」ト云フノハ如何

(村田委員) 所有權ヲ動かサス確リナルト云フコトヲ

(今村委員) 判決ヲ受ケテ確定シタルト同シテアリマス



(清岡委員) 名義ト云フハ何ウカナランカ

(今村委員) トウシテモ外ニナイ名義ト云フヨリ外ニアリマセン  
佛蘭西テ「チートル」ト云フ言葉ハ名義ト云フヨリ外言ヒヨウガ  
ナイ「確定ニ効テ有スル」トシテモ宜シイ判決カ確定シタルモ同  
シテ大審院ヘ掛テ行クコトモ出来マセン

(南部委員) 確定證書トハ云ハレンカ

(今村委員) 云ハレン處モアリマス

(南部委員) 此所ハ證書ト關ハレソウナモノテス

(今村委員) 爾テモ宜シイガ、證書トヤツテモ分リマスマイ、確  
定證書ト云フハトウ云フコトカ、逆モ購置カ付カント分リマセン

(尾崎委員) 良カロウ

(委員長) ソンナラ仕方ガナイ、先ヘヤリマシヨウ

本條ハ原案ニ決ス

第二百六十四條朗讀ス

第二百六十四條 樹石杖杖ノ代價其設置ノ費用及ヒ證書並ニ訴  
訟ノ費用ハ相關者平分シテ之ヲ負擔ス然レトモ判決ニ因リテ  
不當ト爲リタル爭論ノミニ關スル訴訟ノ費用ハ敗訴者之ヲ負  
擔ス

測量ノ費用ハ當事者其土地ノ廣狹ニ應シテ之ヲ分擔ス

(今村委員) 此條ハ起案者ガ度々文字ヲ入レ替ヘマシタソレテ讀  
ヤガ悪イカラ順カ狂ツテ居リマス併シ意味ハ一向害サン積リテア  
リマス

(村田委員) 土地ノ廣狹ニ應シテ、ダロウガ、先キノ例ニ依ルト

「相應シテ」デス

(尾崎委員) 先キノトハ違ヒマス

(村田委員) 同シ理窟ダ



(渡委員) 此所ハ良シイ  
 (松岡委員) 此所ハ良シイダロウ  
 (樺村委員) 之ハ良シイ

本條ハ原案ニ決ス

第二百六十五條朗讀ス

第二百六十五條 經界訴訟ノ裁判管轄及ヒ其他ノ方式ハ帝國裁判所

構成法及ヒ民事訴訟法ヲ以テ之ヲ規定ス

(今村委員) 之ハ三度目テ物權中ノ一番終リノ條ヲ御座イマス

(渡委員) 之ハ建議採用

(樺村委員) 建議ヲ採用シテ先ヘマリマシヨウ

本條ハ刪除ニ決ス

第二百六十六條朗讀ス

第四款 國障

第二百六十六條 凡ソ所有者ハ適宜ノ材料ヲ用ヒ適宜ノ高サニ  
 於テ自己ノ不動産ニ國障ヲ設クルコトヲ得但其不動産カ法律  
 上又ハ人爲上ニテ隣人ノ立入又ハ通行ノ地役ニ服スルトキハ  
 其地役ヲ行フノ機能ヲ妨タルコトヲ得ス

(今村委員) 二項テアリマシタガ之ヲ但書ニシマシタ之ハ勢ヒ二  
 項ノモノテハナイカラ但書ニシマシタ

(尾崎委員) 後ノコトヲ云ン爲メ初メテ書ヒ出シタノダネ

(南部委員) ソウテハナイ

(松岡委員) 國障ハ所有主ニ出來ルト云フノ原則ダカラ

(今村委員) 云シテモ宜イコトカ民法ニハ幾ラモアリマス

(松岡委員) 餘所ノ法律ガ正シクナツテ居ルノタロウ

(村田委員) 但書シタハ良シイ

(尾崎委員) 良カロウ、適宜ノ高サ、ト云フト不適宜ノ高サ、ニ



ハ出來ヌノタロウカ

(松岡委員) 出來ヌノテス

(横村委員) 此所ハ良シイ

本條ハ原案ニ決ス

第二百六十七條朗讀ス

第二百六十七條 二箇ノ住家又ハ農工業用建物ノ間ニ在ル中庭

又ハ圍圍ノ土地カ各個ノ所有者ニ分屬スルトキハ所在地ノ如

何チ間ハス各自其隣人ニ分界圍障ノ分擔ヲ強要スルコトヲ得

當事者ノ議協ハサルトキハ其圍障ハ板塀又ハ竹垣ノ類ニ非サ

レハ之ヲ要求スルコトヲ得ス

其高サハ分界線ノ平面ヨリ少ナクトモ六尺タル可シ

(村田委員) 所在地ノ如何チ間ハス、如何之ハ無クテモ良シイダ

ロウ

(松岡委員) 無イ方ガ良シイ

(今村委員) 無ケレハ尙ホ良シイ

(南部委員) 之ハ無イ方カ良シイ

(尾崎委員) 所在地ノ如何チ間ハス、ハ測ルカ

(南部委員) 強ク測ン方カ良シイ

(村田委員) 「農工業用ノ一トシテ「ノ」ノ字ヲ入レテハトウカ

(尾崎委員) 二箇ノ建物ノ間二箇ノ住家ノ間ト云フノタ

(今村委員) 簡單ニ書コウト思ヘハ二箇ノ建物ノ間ハカリテ良シ

イノタ

(村田委員) ソレテ十分ト思フ

(南部委員) 建物ヲ只農工業用ノ建物テナイト云フトキカアルカ

ラ、アル方カ良シイ

(横村委員) 分擔ヲ強要スルト云フコトタカラネ



(尾崎委員) 庭ノ真中へ圍障ヲ立テルノテ家ヲ分擔シヨウト云フ  
ノテハナイ

(村田委員) 庭タカラネ、兩方ノ縁側カラ看ヘルト云フノテ此前  
論ガアツタノテス

(渡委員) 原案ヲ良シイダロウ

(今村委員) 若シ御論カアルト斯ウ云フ不都合カアル、東京ノヨ  
ウナ市街ハ宜シイカ田舎へ行タト此ノ地面ニ百姓家カ在テ住居ス  
ル家ヲ賽稻チ刈込ム、處ガ所有者カ違フ界ハ法律カ板擧チシヨト  
言ハセルノテ、ソレハ即席考ダガ便利チ能クスルニハ一方ガ兎モ  
角モ住家チナケレハナラン左モナク兩方兼チ積ム小屋ナレハ中へ  
垣チセントモ良シイ

(村田委員) ケレトモ錢チ出シ合テスルノタカラ、無用ナ處へ強  
要スル氣遣イハナイ兩方チ必要チナケレハナラン

(南部委員) 良シイタロウ

(今村委員) 東京ノ如キハ銘々ノ裏ト表ノ處へ垣根チ拵へ半分出  
セハ言テ來タトキハ入要テス

(尾崎委員) 半分出セト云フハ酷ヒキ

(南部委員) 之ハ公平ナコトタ

(今村委員) 理窟上一點モ論スルコトハ出來マセン

(樺村委員) 良カロウ

(村田委員) 先ヘヤリマシヨウ

本條ハ「所在地ノ如何チ問ハス」チ制リ其他原案ニ決ス

第二百六十八條朗讀ス

第二百六十八條 圍障ノ設置、保持及ヒ修繕ノ費用ハ相隣者平  
分シテ之ヲ負擔ス

相隣者ノ一人ハ前條ニ定ノタル材料ヨリ良好ナル他ノ材料チ



用ヒ又ハ高サヲ増シテ圍障ヲ築造スルコトヲ得但築造費用ノ  
差額ヲ拂ヒ且保持及ヒ修繕費用ノ全額ヲ負擔ス

(村田委員) 「但築造費用ノ差額ヲ拂ヒ」ト云フノハイラン、之  
ハ餘分ノ差額ヲ拂ヘト云フノタカソウハ見ヘヌ、當リ前ニ持イテ  
行ケハ五圓ツ、テ濟ムニ高ヒモノヲ使フノタロウ

(南部委員) ソレカ差額ヲアリマス

(今村委員) 向ウト相談シタカ相談カ出來ヌカラ一人ヲ拵ヒ此方  
ハ板拵ハ否ダト云フノテ煉瓦ヲ造タ板拵ヲ造タラ十圓ダガ煉瓦ヲ  
造タカラ五圓係タトスルト五圓丈ケヲ出サセルカ差額ヲアリマ  
ス

(村田委員) 築造費用ノ餘分ト云テ宜クハナイカ

(今村委員) 餘分テモ宜シイ、之ヲヤル者ハ自分ヲ損チシナケレ  
ハナラン物數寄タカラネ

(尾崎委員) 贊成者カナケレハ之ヲ成カロウ

本條ハ原案ニ決ス

第二百六十九條朗讀ス

第二百六十九條 相隣者ノ一人カ他ノ一人ヲ圍障分擔ノ遲滞ニ  
付セスシテ之ヲ築造シ又ハ修繕シタルトキハ其人ニ對シ費用  
ノ分擔ヲ要求スルコトヲ得ス

(今村委員) 黙テ契約ナシニシタ者ハ自分ヲ拂フノテアリマス

(尾崎委員) 宜カロウ

本條ハ原案ニ決ス

第二百七十條朗讀ス

第五款 互有

第二百七十條 前款ニ定ノタル義務ニ因リ又ハ任意且協議ニ因  
リ共擔ノ費用ヲ以テ土地ノ分界線上ニ築造シタル圍障ハ其性



賃ノ如何ヲ問ハス敷地ト共ニ相隣者ノ共有ニ屬ス  
性質ノ如何ヲ問ハス相隣者ノ建物ノ隔壁及ヒ溝渠、生簾、柴  
垣ニシテ共擔ノ費用ヲ以テ土地ノ分界線上ニ設ケタルモノモ  
亦同シ

(今村委員) 互有ノ所ハ仕舞ノ一二ヶ條ヲ「ボアソナード」カ大  
變修正シテ來マシタ

(南部委員) 互有ノ國障ト云フノハ「ボアソナード」カ修正シタ  
カ

(松岡委員) 共有ニ屬ス、トシタ

(南部委員) 報告委員テハ互有ノ國障ト云テ置イタ方ガ二條ノ互  
有ト推定ス、ト云フノト照應スルト云フノテス

(村田委員) 「共有」ト云フノハ「互有」トシテ良シイダロウ

(南部委員) ソレタカラ「互有ニ屬ス」トシテ良シイダロウ

民再一ノ二六三

(今村委員) 「相隣者ノ互有ニ屬ス」トシテ良シイ

(三島委員) 良シイ

(南部委員) ソウシマシヨウ

(今村委員) 「ボアソナード」ハオカシイ、分界線ノ上ニト元ト  
アツタ、ソレヲ日本人ニハ分ラント云フノテ修正シタガ却テ我々  
ノ考ヘテハ「上」ト云フ方ガ關ヘルト思フカラ向ウノ修正ヲ此方  
テ、ヒツタリ返シタノテアリマス、ソレテ一寸説明シマスガ法律  
ガ推定スルハ、斯ウ云フ場合ニハ互有ト推定テ下ス民法ノ原則テ  
實ハ此様ナモノハ銀座京橋カラ新橋迄ノ間煉瓦ノ家が在ルカ知レ  
ンガ日本中悉ラクハ何所ヲ索シテモ御座リマセン日本ニナイモノ  
ヲ民法ニ之ヲ原則トシテ推定法ガアルカラ、ヒツタリ返シテ貰ヒ  
タイ、互有テナイトシテ、若シ互有ノ證據ガアレハ格別ト云フコ  
トニ組直シテ吳レト注文シタガ承知シマセン、何セセンカ分界線



ハ兩方カラ請求シ互ニ金ヲ出シテ出來ルト云フ、スルト民法ニ行  
ハル、ト地面ト地面ノ間ニ分界圍障ハ前ノ條ニ依テ辨ヒ、擅テ彼  
ノ條ニ依タラ兩方カラ金ヲ出シテト云フ互有ナレハ何方カ建ハル  
氣遣ナイ、借若シ實地線ノ上ニ建タ者ガアツタラ民法ニ依テ辨ヒ  
タモノハ仕方カナイカラ互有ト推定スルヨリ仕方カナイト云フ先  
生原則ニ固リ付キマシタカラ承知シマセン、二三度雷タカ替ヘナ  
イノテス

(村田委員) 二百六十八條ヲ二項ノ場合ニ一方テ物數寄ニ辨ヒタ  
トキハソレモ互有テスカ

(今村委員) ソレモ後テ出テ來マス、互有ニ出來ルト云フコトカ  
アリマス

(村田委員) 互有ニ出來テハ溜ラン

(今村委員) 證據カアレハ互有ニ推定シマセン

民再一ノ二六四

(村田委員) 私ノ思フニ共同ノ費用ト云フノカアルノテハナイカ  
(今村委員) 證據サヘアレハ推定テ打毀シマスコトカ出來ルト云  
フノテス

(村田委員) ソレタカラ殊更ニ番タノハトウカ

(今村委員) 共擔テナイ者ガ互有ニナツテハ溜ラン

(南部委員) 圍障ヲ以テ直チニ互有トハ云ヘヌ

(村田委員) 圍障ト云フモノハ共擔ノ費用テ出シタト云フノカ眼

目テアリマス

(南部委員) タカラ共擔ノ費用テハナイ

(村田委員) 互有テナケレハ良シイ

(今村委員) 無論ナ斷テアリマス

(委員長) 修正通りナレハ良イテハナイカ

(松岡委員) 土蔵へ突込マレルコトモナシテ良シイ



(村田委員) 二項ノ「性質如何ヲ問ハス」ハ分ラン  
 (松岡委員) 二項ノ「性質如何ヲ問ハス」ハ無クテモ良シイ、此  
 度ハ一々分界線上ニナルノカ  
 (今村委員) 左様テス皆分界線上ト云フコトハ既ニ入用ナ一條件  
 テアリマス  
 (松岡委員) 原簿トハ違ヒハセンカ  
 (今村委員) 違フカモ知レマセン  
 (村田委員) 些トオカシイ  
 (南部委員) 此方カ良シイ  
 (松岡委員) 前條ト齟齬スルコトハナイカ  
 (清岡委員) 之ハ良カリソウテス  
 (委員長) 前ノ翻譯テハナシダカ、此通りナレハ隔壁モ分界線上  
 ニアルヨウニ見ヘルカラ先ノト違フニハ、相違ナイ

(松岡委員) 元トノ譯カ違テ居ルノテ今度ノ譯ガ良イト云ヘハ宜  
 シイ  
 (今村委員) 元來原書ノ書方カ違テ來タノテス  
 (委員長) 良シイヨウテス  
 (今村委員) 若シ元トノ譯ノ通りスルト困ルニハ原書ニ斯ウアル  
 ノテ、建物溝渠生簾榮垣ソレ等ノ物カ分界線上ニ在テ且共擔ノ費  
 用ナルトキハ、トアルノテス  
 (尾崎委員) 之ハ良シイ  
 (村田委員) 二項ノ「性質ノ如何ヲ問ハス」ハトウカ  
 (南部委員) アツテモ良シイ  
 (村田委員) 建物テハナイハ「溝渠生簾榮垣」彼所ニ係ルノテス  
 ゼ  
 (南部委員) 建物ノ真中テ止マルコトハ何ウシテモナイ



(松岡委員) 註ヲ見ルト何方ニモ解釋カ出來ル  
(清岡委員) 之ヲ良シイ

本條ハ第一項「共有ニ屬ス」トアルハ「互有ニ屬ス」ト改ノ其  
他原案ニ決ス

第二百七十一條朗讀ス

第二百七十一條 凡ソ土地ノ圍障又ハ建物ノ隔壁ニシテ分界線  
上ニ在ルモノハ其性質及ヒ所在地ノ如何ヲ問ハス共擔ノ費用  
ヲ以テ設ケタルモノトシテ之ヲ互有ト推定ス但或ハ證書ニ因  
リ或ハ證人ニ因リ或ハ三十年ノ時効ニ因リ或ハ下ニ示シタ  
ル非互有ノ目標ニ因リテ反對ノ證據アルトキハ此限ニ在ラス  
(村田委員) 元トハ圍障又ハ分界中トアルガ溝渠モ圍障デスガ隔  
壁ト云フト溝ハ進入ランネ  
(南部委員) 之ハ無論進入テ居ルノテス

(松岡委員) 「所在地ノ如何ヲ問ハス」ハイラン「其性質ノ如何  
ヲ問ハス」テ良シイ

(南部委員) 「性質ノ如何ヲ問ハス」テ良シイ

(村田委員) 「證人ニ因ル」ト云フ字カ進入タカ、トウカ

(南部委員) 之ハ良シイ廣クシテ置ント困リマス

(村田委員) 人ノ口ヲ言タ位ヒテ宜シイカネ

(松岡委員) 互有ニスル方テハナイ非互有ニスル方ダカラ良シイ

(南部委員) 互有ト云フハ危イカラネ

(松岡委員) 之ハ「ボアソナード」カ入レテ來タノカ

(三島委員) 左様テス

(村田委員) ソレテハ仕方カナイ

(委員長) 非互有ト推定スルト云テ置タト證據ガナケレハ互有テ  
ナイトナルノカ



(今村委員) 七十條ノ原則ハソウナケレハナラン

(松岡委員) 分界線上ト隣カツタラ互有ト云フノハ順テシヨウ

(委員長) 日本ニハ分界線上ニアルノハ少ヒノテ動モスレハアル

カ知レンカ私ノ知タコトハナイ之ヲ推定スルニ第一非互有ト推定

ス若シ反對ノ證據アレハ互有トスルト云フ、人情ガ違フダロウ、

若シ證據ガ無ケレハ互有トスルハドウカ

(松岡委員) 人情ト云テモ分界線上ニ出來ルカ常ダカラ出來テナ

ケレハ非互有ト云フカ順テアリマス

(南部委員) 先優ノ處モ國障ハ強要ガ出來ルト云フ其精神カラ云

フト分界線上ノ物ハ互有ト云フノモ理窟ニモ通シマス證人ニ因テ

モ證據立ルコトカ出來ルカラ

(清岡委員) 稀レナモノヲ以テ本體ニシタカ

(今村委員) 稀レナモノヲ民法中モ索カシテナイモノヲ本則ニス

ルカオカシイノテス

(松岡委員) 生籬杯ハ分界線上ニ多ヒノテス

(委員長) 生籬杯ハ多ヒダロウ

(村田委員) 土掘ト云フノハ互有テス

(尾崎委員) 分界線上ト云フノハ隨分アル互有ト云フノチ原則ニ

立タ以上ハ之ハ良シイ

(委員長) 家杯ニハ波多ニナイ

(清岡委員) 前條ノ方ニハ氣カ付カンテ通タカ此所ハ非互有ト云

フト愈々少シオカシイト思フ

(南部委員) 分界線上ニ在テタカラ良イダロウ

(松岡委員) 分界線ヲ離シテ居レハ全ク自由ダ

本條ハ「及ヒ所在地」ノ五字ヲ削リ其他ハ原案ニ決ス

修正

第二百七十二條朗讀ス



第二百七十二條 相隣者ノ一人ノ專有權ヲ定ムル直接ノ證據又

ハ時効ノ存セサルトキハ非互有ヲ推定ス可キ目録ハ左ノ如シ

第一 土造、石造、煉瓦造ノ牆壁ニ付テハ屋根ノ傾斜面又ハ

小櫓、開口其他ノ工作物又ハ粧飾物カ一方ノミニ存スルコ

ト

第二 板塀、垣橋ニ付テハ其支柱カ一方ノミニ存スルコト

第三 溝渠ニ付テハ堀渡ノ泥土カ一方ノミニ存スルコト

第四 生籠、築垣ニ付テハ一方ノ土地ノミ四面ヲ圍ハレタル

コト

此四箇ノ場合ニ於テ專有權ハ右目録ノ存スル一方又ハ土地ノ

全ク圍ハレタル一方ノ相隣者ニ屬ス

(今村委員) 第四ノ「圍ハレ」ハ「圍マレ」ノ誤リテス

(村田委員) 之ハ良シイ

民再一ノ二六八

(松岡委員) 之ハ良シイ

(南部委員) 之ハ大體六ヶ敷カツタノタ

(尾崎委員) 分界線上ニ在テモ一方ノモノニ看做スト云フノカ

(南部委員) 左様テス

(村田委員) 分ラントキハ之ヲ證據ニスルト云フノタネ

(渡委員) 占有ノ證據ダ

(松岡委員) 末項ノ「一方ノ相隣者ニ屬ス」ハオカシイネ、相隣

者ト云ヘハ兩方ダロウ

(南部委員) 相隣者ノ一方ダ

(松岡委員) 隣ノ字ガ主ニナツテ居ルノテス

(委員長) 之ハ良カロウ、本日ハ是ヲ措キマス

本條ハ「圍ハレ」ハ「圍マレ」ト正誤シ其他原案ニ決ス

于時午後一時五十分閉會







